

第百三十一回国会 衆議院 厚生委員会 議 録 第 九 号

平成六年十一月二十九日(火曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 岩垂壽喜男君

理事 衛藤 晨一君

理事 鈴木 俊一君

理事 井上 喜一君

理事 山本 孝史君

理事 荒井 広幸君

理事 熊代 昭彦君

理事 住 博司君

理事 竹内 黎一君

理事 根本 匠君

理事 堀之内久男君

理事 山本 公一君

理事 岩浅 嘉仁君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 野呂 昭彦君

理事 柳屋 敬悟君

理事 柳田 稔君

理事 田口 健二君

理事 森井 忠良君

理事 岩佐 恵美君

出席國務大臣

厚生 大臣 井出 正一君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君

厚生省保健医療局長 谷 修一君

厚生省社会・援護局長 佐野 利昭君

委員外の出席者

議員 冬柴 鐵三君

議員 高木 義明君

議員 齊藤 鉄夫君

外務省総合外交政策局長 田中 均君
文部省初等中等教育局長 河上 恭雄君
上智大学法学部教授 堀 勝洋君
山梨大学長 伊東 壯君
日本原水爆被害者団体協議会代表委員 田川 時彦君
参事 東京原爆被害者団体協議会副会長 市川 衛君
厚生委員会調査室長 市川 衛君

委員の異動
十一月二十八日
辞任 青山 二三君
補欠選任 冬柴 鐵三君
同月二十九日
辞任 福島 豊君
補欠選任 齊藤 鉄夫君
同日
辞任 山本 公一君
補欠選任 堀崎 恭久君
田口 健二君
五島 正規君

は委員会の許可を得て取り下げられた。

本日の会議に付した案件

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案
(内閣提出第一九号)
原子爆弾被害者援護法案(栗屋敏信君外六名提出、衆法第六号)

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マツサージ指圧類似行為の規制・取り締まりの徹底に関する請願(五島正規君紹介(第一七二五号)の取下げの件

○岩垂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案及び栗屋敏信君外六名提出、原子爆弾被害者援護法案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として上智大学法学部教授堀勝洋君、山梨大学長・日本原水爆被害者団体協議会代表委員伊東壯君、東京原爆被害者団体協議会副会長田川時彦君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。両案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見は、堀参考人、伊東参考人、田川参考人の順序で、お一人二十分程度お述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

念のため申し上げますが、発言する際は委員長からの許可を受けることになっております。また、参考人は委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきを願いたいと存じます。

それでは、まず堀参考人にお願いたします。

○堀参考人 上智大学の堀でございます。きょうは、被害者の援護に係る二つの法案につきまして、参考人としての意見を述べさせていただきますというふうに思っております。お手元に、簡単ではございますが、きょう申し上げる内容についての要旨を配付してあると思いますので、これをごらんいただきたいというふうに思います。

原子爆弾が広島、長崎に投下されてから八年五月で五十年を迎えるわけでございますが、このようになときに当たって、原子爆弾の被害者に対して総合的な援護措置を講ずるというこのような立法を行うということは、まことに時宜にかなった措置ではないかというふうに考えております。

特に、これら二法案の前文で核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和をうたっておりますけれども、このことは、我が国の憲法の基本理念に沿うものでありますし、かつ、我が国が被害者対策を行うことによつて、我が国が求めている理念を国の内外に示すものとして極めて意義があることではないかというふうに思っております。しかもこのことは、法律案の前文に理念として示されているだけではなく、「平和を祈念するための事業」あるいは「平和祈念事業」として具体的に実施されることとが条文中規定されているというところに特に私は注目したいというふうに思っております。

御承知のように、我が国は世界で唯一の被爆国でありまして、原子爆弾による破壊と被害がいかに著しいものであるかということを、後代の国民だけでなく世界の人々に長く記憶として残すこと

は、我が国に課せられた責務と言つてもいいのではないかとふに思ひます。したがつて、この平和を祈念する事業あるいは平和祈念事業といつたものを通じて、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久的平和に一步でも近づけるということを期待しているところでございます。

次に、この二法案は、従来のいわゆる原爆二法を統合して、被爆者に対する経済的援助及び保健、医療、福祉にわたる総合的な援護措置を講ずることとしておりますが、高齢化の進行している被爆者の現状から見まして、このことは極めて適切な措置ではないかというふうに考えております。ただし、最も重要なことは、被爆者のニーズを的確に把握して、そのニーズ充足のため各種サービスを総合的に提供していくということが重要でございまして、このため、実施に当たる地方公共団体に対してきめ細かな援助あるいは指導がなされるということが必要ではないかというふうに思っております。

さらに、この法案は、従来の施策を一步進めまして、各種手当の所得制限の撤廃によつて対象者を拡大しておりますし、従来予算措置で行われた施策を法定化することによつて、その根拠を明確にしております。また、新たに被爆者の死亡について特別葬祭給付金あるいは特別給付金を支給するなど、施策の改善に努めていることも高く評価すべきではないかというふうに考えております。

なお、これらの法律案の作成に当たつては、一般戦災者との均衡の維持に最も苦心が払われたのではないかとふに推察しておりますけれども、内閣提出の法律案による援護の措置は、原子爆弾の傷害作用に起因する健康被害という特別の犠牲に対して特別の措置、特別にとられた措置であるという基本的性格をなお保っているのではないかとふに考えております。

今後一般戦災者に対して何らかの措置を講ずる必要があるか否かについては、別の問題として真剣に議論する必要があると思ひますけれども、それが講じられていない現在、内閣提出の法律案

に盛り込まれた措置が、一般戦災者との均衡上、限界に近いのではないかとふに私は考えております。

例えば、内閣提出の法律案に規定されております「特別葬祭給付金」は、自分自身被爆者として特別の犠牲を払つてこられた方にのみ支給されることになっておりまして、原子爆弾の被爆者に対する特別措置の範囲内にあるというふうに考えております。しかし、これが原子爆弾によつて亡くなられた方の遺族すべてに支給するというようになりますと、一般戦災者の遺族との均衡上、法律的にもまた政治的にも問題が生ずるおそれがあるのではないかとふに思っております。

内閣提出の法律案と議員提出の法律案には、今述べました「特別葬祭給付金」と「特別給付金」の違いのほか、幾つかの相違が見られるところであります。例えば、前文中の「国の責任において」というものと「国家補償的配慮に基づき」という表現や、手当方式と年金方式という違いなどが見られるわけでありまして、これらについては、従来の立法例あるいは一般戦災者との均衡等を考慮して決定していくべきではないかというふうに思っております。

これについてももう少し具体的に述べてみたいと思ひます。まず、手当と年金の違いであります。我が国の社会保障法の立法例を幾つか見てみますと、手当あるいは手当金というものは、一時金であるか、あるいは定期的な給付であつても有期期間に限られていた場合に用いられているように思われるわけであり、これに対して、年金は定期的な給付であり、しかも原則として終身支給される年金給付に用いられているというふうに私は考えております。

原子爆弾の被爆者に対する現金給付が被爆者に無条件に終身支給されるようなものであるということであれば、年金という言葉を用いてもいいというふうに思ひますけれども、その現金給付が一定の健康被害の状態の存続を条件とするような給

付であれば、年金という言葉は必ずしも適切ではないということになるのではないかとふに思ひます。したがつて、この問題は、名称、名前の問題というよりは、この法律案が支給する現金給付をどのようなものとして位置づけるかにかかっているのではないかとふに考えております。

一般戦災者との均衡というものを考えてみますと、原子爆弾の傷害作用に起因する健康被害に着目した給付という性格は、ある程度今後とも維持していく必要があるのではないかとふに考えております。

次に、「国の責任」と「国家補償的配慮」という違いについて、私の考えを述べさせていただきます。従来の我が国の立法例では、補償というのは英語で言うコンペンセーションということで、私法上の不法行為責任に基づく損害賠償、特に業務災害に対する使用者の補償責任といったものから発展してきた制度に用いられているというふうに考えられるわけであり、例えば、労働基準法に言う災害補償、あるいは労働基準法に言う災害補償を使用責任化した労働者災害補償保険法、あるいは国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法といったものがその例ではないかというふうに思ひます。また、戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは戦傷病者特別援護法に規定されております国家補償という言葉も、基本的には使用者としての国が、あるいは準軍属という形で使用者と言えま

で、に至らない、何らかの形で国との関係があつたという者の公務上の災害、戦争公務の災害に対してコンペンセートするという意味であるというふうに私は理解しております。

議員提出の法律案の「国家補償的配慮」が具体的にどのような意味内容を持つものかは必ずしも明らかではありませんけれども、もし以上述べたような意味での使用者責任、国の使用者としての責任としての意味であるならば、これは必ずしも適切ではないのではないかとふに考えてお

ります。

また、この「国家補償的配慮」がさきの大戦に係る戦争責任ということの意味するならば、一般戦災者に対して何らかの措置も講じていないこととの均衡上の問題が生じはしないかというふうに考えております。したがつて、この問題については、「国家補償的配慮」の意味を十分に吟味検討する必要があるのではないかとふに考えております。

内閣提出の法律案と議員提出の法律案は、以上述べましたような違いはありますが、その大部分は内容が似通つております。しかもこれらの両法案は被爆者に対する援護の措置を拡充改善するものでありますから、早急に成立することを望んでおります。また、成立した後、被爆者がこれらの措置をあまり享受できないよう、政府は広報等による周知徹底に努め、申請に対する決定も速やかに行われるよう努めていただきたいというふうに私は思っております。

以上が私の意見でございます。若干時間を残しましたけれども、以上で私の意見を終わります。(拍手)

○岩垂委員長 ありがとうございます。

次に、伊東参考人をお願いいたします。伊東参考人 来年被爆五十周年を迎えて、被爆者も大変高齢化をしている現状にございます。私自身、中学校の三年生のときに被爆をしたわけですが、しかもこのところちよつと大病をいたしまして、頭の毛なども真っ白になつてしまつて、しかも五十年という歳月がたつという中で、とにかくにも被爆者が望んでいた援護法案が、それこそ与党、野党を問わず先生方のお力でこまごまの運びになったことに對しまして、全被爆者をいふに申し上げた方がいと思ひますけれども、代表して、心から御礼を申し上げたいというふうに思っております。

そういう意味では、まさに私の前の先生と同じ

ように、一日も早くこの法律ができることを待ち望んでいるわけですが、しかし、実は私もこの援護法の制定運動にかかり始めて、二十八ぐらいのときでしたから、ここにおられる委員長もまだ総評におられたという時代で、まだ髪の毛は真っ黒でございまして、そういう時代から一緒にやってきたようなことがございまして、そんなことを考えますと、非常に長くやはしかわつてきたわけですね。

率直に言つて、今、与党でいらつしやいます社会党の先生方には本当にお世話になりました。そこまでやってきて、さて、もはや被爆五十周年を目の前にして援護法案ができるというのを見てみると、こんなことだったかな、そういう感じは免れがたいですね。多分僕は、社会党の先生方もそういう思いをしながらこれはおつくりになっているのだらうなと思つてゐるのですけれども、読めば読むほど、ウリのつるにナスビをならそうとしてゐるのではないかならないというけれども、どうもウリのつるみたいなものにナスビをならそうとして、だから、そういう意味においては、政府案の法律の内容というのは、見れば見るほど整合性を失つてゐるんじゃないかという気がしてしょうがないわけでありまして。それは御苦心の跡ですよ。御苦心の跡だけれども、もうちょっと筋を通しておかまいと後からいろいろな点で、こんな法律をあつたとき、被爆五十年につくつたんだという、歴史に残る法律としては若干お粗末ではないかということをおぼろげを得ないのではありません。そういう点でば三つばかりの点につきまして、少しづつ私の考えを述べさせていただきますかと思ひます。

第一番目は、国家補償に関するいはば法の理念の問題であります。二番目は、特別葬祭給付金という、これは新しく設けられたものについてであります。三番目は、ここには載つておりましたが、そして対案の方に載つておられます被爆者年金の話、この三つを主として申し述べてみたいというふうに思つております。

まず、国家補償の件でございますけれども、これは前文の中にならばつきりと、核兵器の究極的な廃絶と、惨禍が繰り返されぬように恒久平和を企図すること。これが念願するかと、我らは、というふうになつてゐるわけですね。「我ら」というのは多分国民だろなというふうには僕は思つてゐるわけですね。そしてその次に、国の責任において、放射能による特殊健康障害としての健康障害被害等、それから高齢化の進行に伴うことに對する総合的な援護対策を行う、同時に「国の責任において、」原爆死没者の犠牲を銘記するといふふうに書かれてあります。

私の文章の理解が足りないのかもしれないけれども、これを讀むと、「国の責任」というのは、過去における国の責任を痛感してなんという話ではなくて、今からやることについて国が責任を負いますよと書いてあるだけであつて、ある意味においては当然といえば当然で、国が法律をつくつて施行するわけですから、地方自治体なんかやるのではなくて国がやるのは当然だという気がするわけですね。「国の責任において、」という文言は実は入つてゐるけれども、余り意味をなしてゐないのではないかと気がしてゐるのです。

もう少し言わせていただくと、核兵器の究極的な廃絶と、惨禍が繰り返されぬように、「我らは、」というんですけれども、これは国民でしょうけれども、国民はやはり一日も早く核兵器は廃絶されたいというふうには思つてゐるだらうし、そういうふうには国民の気持ちがあつてゐるとすれば、それからまた、事実、ここら辺のところも整合性の問題があるのですけれども、これはやはり援護法が出されるという問題と、国連でもって核兵器廃絶の決議を日本が提案するといふ画期的なことがこのところ起きてゐるわけですね。そういう意味においては、政府がそこまで踏み切られるとすれば、援護法の一歩最初にも「究極的」だなんて言わないで、素直に国民の気持ちとして、「核兵器の廃絶を」といふふうにお書きになる必要があるんじゃないかというふうに思つてゐます。

二番目の問題ですけれども、「国の責任において、」というのは、先ほど言つたように、これは国家補償にかかわるべき文言として入つてゐるわけでは全然ない。今から何をやるかというので、地方自治体任せではなくて国がやるんですよというところが書いてあるにすぎないわけでありまして。そういうことを今まで被爆者は要求したわけでもないし、かつ原案をおつくりになつた社会党の先生方だって、今までおつしやつてゐたことはこういうことじゃないかと思つてゐるのです。

国が起した戦争の中で、極めて非人道的な、残酷な兵器の使用によつて原爆被害が起きた。これははつきり言つて、被爆者、僕たちが自分の責任でもって、自己責任でもってこんな病氣にかかたり、あるいは傷害を受けた家を焼かれたり家族を殺されたりしたわけではないわけですね。明らかに国の戦争の中でも起したことは事実です。ただ、国の戦争が違法であつたかどうか。なんといふことを私どもは、日本被団協は特にそうすけれども、余り問うたことではないのです。違法であつたかどうかは、結果としてそういうものが起きたことについてやはり国は責任を感じる必要があるだらう。その決意がない、その反省がない限りにおいては、再び戦争を起さなないといふところに結びついていかないといふことなのであります。

そういう意味では、国はせめてこういう、国が起した戦争の中で非人道的な兵器が使われて原爆被害が起きたことについて、深甚な反省を込める文章を書くべきではないかという気がします。もうちょっと言えば、その上に立つて、「国家補償の配慮」といふ、対案の方に近いことを言ひますけれども、そういう文言ぐらゐ入れてもいいではないかという気がするのであります。何も戦争の違法性の問題を、戦争を始めたときの違法性の問題、これは少なくとも被爆者はいろいろな人たちがゐるわけですから、その人たちが全員で合意していることは、結果責任としては合意は全員、全部として成り立つてゐると思ひます。

すなわち、言葉をかえれば、こんなことはおれの責任で起きたのではないよ、国が戦争をやつて、アメリカが原爆を落とされたからおれはこうなつたんだ、そのことだけははつきりしてゐますよ、それが考へてみた。だから、そういうことについて、国はおれは知らないと言つていいんでしょか。あなた責任だよ、あなたが悪いことをしたから、見てみる、親不孝をしてゐるから原爆を受けたんだ、そんなわけではないでしよう、恐らく。そうならば、国がやつてきたことについて、それなりの反省の言葉が入つてゐないといふふうに思ひます。

それから、さらに言えば、先ほどちょっと放射能による健康被害は特殊であるといふ、これは一般戦争と切り離すために、何が違ふかといふふうによつていくと、放射能による被害だけが違ふんだといふふうによつて政府は言つてきたわけですね。もとをたせば、これはもととて発想は、原爆といふものは熱線と爆風と放射能、三つの物理的な効果からでき上がつてゐるんだといふ、アメリカの、投下側の言明から話が出てゐるんだといふふうには思ひます。そしてそれを、要するに原爆といふものの物理的な効果をその三つに分けて考えますと、爆風は一般の爆弾もある、それから熱線だつてある、放射能だけはない、これが特殊なんだといふふうによつて言つてゐるけれども、これは被爆者に一人でも聞いてもらふなら、原爆を受けたときに三つが別々に来たかどうか。まず熱線が来て爆風が来て、しばらくたつたら放射能が来たんだといふ話はないですよ。一遍に全部来たんですよ。そういう意味においては、我々が受けた、生じた事態も総合的であるし、それが我々の体や暮らしや心、私は、社会と自然のトータルな崩壊といふ言葉を使つて原爆被害を呼んだことがありましてけれども、そういう事態を引き起こした中で、人間が、人間自身もまた崩壊に追い込まれていくといふ事態があるわけでありまして。それをばらばらにして、爆風、熱線、放射能とばらばらにして、これだけがやはり違ふんだといふ認識で、一般戦

災やはかの戦争災害と違ふという認識を持たせること自身が、僕は、本当の原爆に遭つてみればわかるんですよ、先生がお遭いになればわかりますよ、それは、これは誤認だと思ひますね。

同時に申し上げておきたいことは、国連の事務総長報告は認めていますよ、総合的被害であることとを。そういう上に立つて、実は総合的な対策が出てくるんですね。ところが、総合的対策だけは書いてあるんだけど、被害は放射能による特殊健康被害だと、そして高齢化がそこに絡まるから総合的な対策を講じてはならないというふうになっているわけです。

総合的対策というのは、被害が総合的であるからそれに対して総合的な対策を講じてはならない。だから、放射能による特殊被害と高齢化なんというのは、これは一般の国民全部が高齢化しているわけですから、何でそこで総合的な援護対策がある意味においては必要なかということ、これはただではちゃんと説明し切れていないと思ひますね。被害を総合的なものとしてつかまえてはいけないのです。

そういうふうには被害をつかまえてまいりますと、これはもうあくまで原爆投下というのは非人道的で、国際法の精神ですな、実定法はないわけですから、精神には完全に違反しているというふうには日本国の政府がとらなくてはならない。そんなことが起きたというのは、実は戦争の中で起きたわけですから、それを、国が起した戦争の中で起きたというふうについて深い反省を持ち、かつ、とうとう犠牲者を銘記するということがやはり必要であるし、そういうふうにはこの前文は書かなくてはいけないのだというふうには思ひます。言つてしまえば、本当はこの文章だつてそうだと思うのですけれども、法文を今さらひっくり返そうなんというんじゃないのです、本当はやはりその被害の深刻さや総合性に触れて、そのよ

うな被害が起きたことへの国の責任と、そのための国家補償的な配慮というものが必要なんだというふうに入れて、最後に、こういうことをやるこ

とによつて核兵器の廃絶と、惨禍は繰り返さないようにするというふうには文章を逆転させた方が僕はどうも前文はいいような気がしてしょうがないですね。大分言いたいこと言つて申しわけないですけれども。

なぜ一体こんな国家補償の問題にこだわるかという、実は私は、戦後補償はやはりボタンのかけ違ひが最初から起きていたというふうには考えるからであります。

どういふことかという、これはいろいろな経緯があるのでありますが、サンフランシスコ条約が終つた後、いわゆる戦傷病者戦没者遺家族援護法が出てまいります。そのころから、それが恐らく戦後補償の一番目立ったものであつたというふうには思ふのですが、そこでやられたものというのは、いわば戦争指導の中心に立つていた人々が最も手厚い援護を受ける。そして、最も守られるべき、戦争によつても守られるべき、戦後におけるても守られるべき一般国民については、全く何もやられない。まして、いわんや植民地の人々については何にもやられない。そういう戦争をやつた中心人物に手厚い保護を国が加えて、そのほか一般の国民も植民地の人々に対しては何にもやらない、そういう逆転した戦後補償の考え方であつていのかという問題をこの問題は含んでいるからなんです。

そのことをちゃんと正さない限りにおいては、本当は主権在民だとか平和主義だとか、あるいは基本的人権だとかというふうな問題を、戦争との絡まりにおいてそういうものを考えるときに、そういう思想が本当の意味で確立されるわけがないじゃないですか。やはりそこをどうにかあいまにしてやるわけにはいかないという問題であります。

もうちょっと言わせていただくなれば、先生方もよく御存じでいらつしやいますけれども、帝国憲法のもとにおいては、戦時災害保護法といふのは昭和十七年二月にできまして、その法律を見てみると、帝国臣民である者は全部、兵隊さん

たちはもちろん、それからいろいろな戦争に従事する人たちのものを全部、もし戦争による災害を受けた場合にはそれを補償していきまして、最後には普通の国民に対しても、それは戦時災害を受けた場合には補償する。実はそういう法体系で、一人残らず戦争による被害については国は責任を持つてそれを、まあそこには国家補償の精神なんといふのは書いてないですけども、それは戦争遂行のためにやむを得なかつたんだといふことはもちろんあるのですけれども、形の上からいへば、国家の責任において何らかの給付を行うといふことは、これは死亡についてはもちろんですけれども、財産についてはまだやるようになってはいるわけですね。帝国憲法においてですよ。

ところが、戦争が終つてサ条約が成立した後を見てみると、先ほどから申し上げたような格好で、全く逆転したものになつてしまつて、一般戦災もかつての旧植民地の人々もすべて切り捨てられてゐる。これでは、戦争を戦つた兵士たちだつて何のために死んでいったかといへば、自分の兄弟や国民を守らうと思つて死んでいったという気持ちに對しても反すると思ひます、旧憲法の中でも救おうと思つてゐる問題が、ここでももう完全に新しい憲法下になつて置き置かれてゐるし、しかも、新しい憲法の方がはるかに旧憲法よりは国民の問題については根柢を保持している憲法にもかかわらず、こういうことが起きていることについて、先生方、どういふことが起きているのか。

そういう意味では、まさに被爆者援護法というのは、国家補償の問題を明らかにすることによつて、我々が戦後を新しく見直し、その中から本當の意味での日本国憲法を、やはり我々がその精神をつくつていくことになるんだというふうには思ひます。だから、国家補償にこだわるわけでありませう。言つてしまえば、被爆者だけがいい目を見ようとは思つていなかったのです、我々は最初から、ぜひそのことについては、ここで援護法ができたとしても、続けて我々も運動をやつていくつもりでありますけれども、お考えを願ひたいといふふうには思ひます。

大分時間がたつてしまひましたけれども、あと

は簡単に、特別葬祭給付金の問題ですけれども、これは幾つか申し上げたい点があります。

第一番目に趣旨の問題であります。趣旨は、被爆者が願つてゐたことは、先ほどからも申し上げてゐるやうに、被爆者の死亡に對して国が責任を、結果的な責任を認めて、これは自己責任で死んだのじゃない、ついでに死没者に弔意を示す、そういうものを要求してきたわけですね。それは、ずっと先ほどの私の論旨からいへば、当然のことながら、それはそういうふうにして死没者に対しては国が謝り、弔意をあらわすということが当然出てきてしかるべきである。ところが、出てきたものは葬祭料になつてしまつたわけですね、特別葬祭料。

葬祭料というのは、この前の特別措置法にもありますとおり、要するに、葬式をやつた者に対してその費用を弁済するといふ話であります。それは弔慰でも何でもないわけでありませう。そういうものに葬式料を払つたといふだけの話でありまして、そういうことからいふと、野党がかつて参議院でもつて可決した援護法の中で特別給付金といふことになつてゐますけれども、これは弔慰の問題を含んでゐるのです。意味が全然違ふのです。ぜひやはり、そういう意味では趣旨を特別給付金、すなわち政府の弔意を、国の弔意をあらわす、死没者に対する個別的な弔意をあらわす、そういうものにしてほしいというふうには思ひます。

実際に政府案を見てみると、第五章第四十一条のところには、原爆による死没者に対する追悼の意を国が示すために弔慰の事業を行うやうなことが書いてあるわけでありませう。この辺のところも、だから、そういうことを言うのであれば、なぜ一体特別葬祭給付金なのか。死没者に対して、一方は葬式料の問題で、一方の方は弔意をあらわしてゐるのなら、その精神をちゃんと給付金のところにも持つてくればいいじゃないか。そういう意味

でも、僕が先ほどウリのつるにナスビをわざわざならそうしているんじゃないかと言ったのはそういう意味であります。

それからもう一つは、時期の問題であります。一九四五年八月六日、九日からそれ以降、いわば特別措置法による葬祭料が給付されるまでの間の死没者について給付するという点につきましても、これは僕は政府案に対して本心に敬意を払います。よくここまでやりになったという気がするのです。ある意味においては、その間立法してこなかったことについて、被爆者援護法についての立法が三十二年まではほとんどないですから、その後も死没者については何もやってこなかったわけですから、そういう意味においては、そういうこと自身についての反省も含んでいるのかなというところを感じております。

だけれども、ここでもやはり矛盾を感じますね。ここにおける死没者というのは放射能で死んだ人たちだけじゃないでしょう。八月六日、九日からというのですから、それは、熱線、爆風を含めた全部の死没者、全部をあらわしていますね。そうすると、一番最初に、その前文のところに、一般戦災との差異を強調するために、放射能による特殊な健康被害に基づいてこの法律をつくるというふうなことを書いてあるのとどういふふうに整合するのかという問題を実はここにも持っていることになりま。

同時に申し上げたいことは、葬祭料の対象者ですけれども、これは御存じのとおり制限がありまして、遺族でありながら同時に被爆者であるということが、二つの制限事項が、制限がついているわけですから、ただもう、今から広島、長崎に先生方いらっしゃるば必ずそういう話を聞かされると思いますけれども、私もたくさん知っています。学童疎開でもって一人だけ子供が田舎に行っていた、帰ってきてみたら全滅。この子はもうええせんよ、この葬祭料は、この子の一生がそういう中であつたというのになつていったか。恐らく、帰ってきてだれも引き取り手

もないという中であつて、その子はやはり物すごい苦勞をしながら人生を送ってきたでしょうね。ところが、親御さんが亡くなつても兄弟が亡くなつても、この子に対しては一切この給付はおりないというのはいさな話なんですか。言つてしまえば、これもおかしい話なんです。葬祭料というのは葬儀を行った者に対する費用です。それから、弔慰金ならばそれは遺族に払うべきでしょう。そういうものをごちやごちやにしてやろうとしているから、こんなことが起きるのではないかとふいに思ひます。

あと、所得制限の撤廃等は大変歓迎すべきことだと思ひますし、高齢化に伴う疾病が進行する中で、とてもいろいろな手当の書きかえなんというの、病気が治るかどうかというのを書きかえて申請しなければならぬわけですね、何年かに一度。そんなことをやってみたら、もう六十、七十、八十になつた人々の病気がとても治るとは思ひえない。そういう意味では、僕は年金化をすべきだ、所得制限は撤廃したのですから、というふうな思ひますけれども、この問題につきましても、時間がないのではしよらせていただいて、以上主として国家補償と特別葬祭料給付金につきましてお話をさせていただきました。

最後に申し上げておきたいと思ひますけれども、どうか先生方、そんなことはないと思ひますけれども、この被爆者援護法が政争の具に使われているんじゃないかというわきが飛んでいきます。どうかそんなことがないように、いいものはやはりいいものだから、ぜひ与党の方々もいものに対しては、ここまでするに五十年間待ってきたのですから、心を合わせていいものを一緒につくろうという格好で、よい修正案を通していただいて、よりよいものとして委員会が発表していただくことを心からお願ひをして、私の話を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○岩垂委員長 ありがとうございます。
次に、田川参考人をお願いいたします。

○田川参考人 広島で被爆しました田川といひます。現在、東京の被爆者団体の役員を務めております。

全国の被爆者が長い間念願してきました被爆者援護法制定につきまして、これまでになく具体的な審議をしていただいておりますことに、心から被爆者として期待を申し上げます。

私は、被爆の実相と体験そして被爆者の実態から、援護法の内容について率直な意見を述べさせていただきます。その意味では厳しい言い方をするかと思ひますが、あらかじめお許しをいただくとお断りしておきます。

被爆当時、私は広島師範学校の学生で、十六歳でございました。爆心二キロのところに学生寮がありましたが、同じ部屋で寝台も机も隣り合せていた学生が、閃光の走った瞬間、私の名前を呼んで、爆風で十数メートルも吹き飛ばされ、建物の下敷きになつてしまいました。即死でした。私は、たまに別の作業に出かけていたために一命を取り留めた。三日目の夕刻、壁土の下から掘り出した彼の顔は、腐乱し膨れ上がつて見る影もありませんでした。連日、何人もの死体処理作業に当たりました。炭の人形のように焦げている死体、目玉や腸が飛び出しているしかばね、人間らしい感覚を持っていたら作業もできないほどでした。本当にこの世の地獄でした。十六歳の少年心にも、地球最後の日を実感する思ひでした。

私の妻の兄も被爆しましたが、現在まで行方不明のまま遺骨もありません。戦後、葬式をする機会をついに逸してしまいました。三十歳になるころは、一五キロ、白島町というところですが、銀行の地下室に被爆しましたが、傷一つ負いませんでした。ところが、一カ月後に体に紫の斑点が出て原爆症、後でわかつたことですが、原爆症で若い妻と生まれたばかりの赤ん坊を残して死んでしまいました。私も軽い急性症状にはかかりましたが、持ち直した。戦後間もなく広島市の郊外で小学校の教師をやりました。受け持った教え子の中に、一度に両親を殺された原爆孤児がおりま

した。

このたびの政府案によりますと、今話しました何人かの死者、そして遺族、原爆孤児本人も含めて、すべて被爆者でないために国の弔慰金はもらへないこと、特別葬祭料、葬祭給付金は届かないことになりま。それでよいのでしょうか。身近な親戚の中に何人も原爆死没者を数える遺族と被爆者の間に新たな格差が生まれるように思ひます。既に東京の被爆者の方で、肩身の狭い思いで給付金を受け取るのが大変苦しい、これは被爆現地の広島、長崎に行けばもっと、親戚同士が格差があるわけですから、大変な問題になるだろう。既に死者まで差別するのかわつた怒りの声も起きております。ぜひとも全死没者へ国の弔慰金を支給するように改善していただきたいと強く要望いたします。

生き残つた被爆者も、親や子、夫や妻、兄弟、近しい身内のむごい死に接しただけに、なぜ自分が生き残つてしまったのか、なぜかわつて死ねなかつたのかと、死者へのたまらない思ひと誓ひも抱いて戦後を生きてきました。援護法で死者とその遺族への国の弔意を示し、再び被爆者をつくらないための国の償いとあかしを実現していただくことこそ、死者の死を無にしないことだと考えます。

基本趣意に述べた戦争犠牲の受忍、とりわけ原爆による犠牲は、その受忍は被爆者は決して耐えることはできません。いや、受忍してはならないことです。受忍することは、人類の死活にもかかわる核戦争の被害を認めてしまふことになるからです。たつた二発で広島、長崎が都市もろともに破壊され、二十余万人も殺された核兵器は、一発たりともこの地球上に存在することを被爆者は許すことができないのです。

核兵器廃絶は緊急の課題です。被爆国日本の国会並びに政府こそが率先して国際的なイニシアチブを発揮していくべきだと考えます。私も再び被爆者をつくらぬ被爆国のあかしとして国家補償の被爆者援護法と申し上げてきたのは、その意

味でございます。

なぜ国家補償でなければならぬかといいますが、原爆被害について国の責任があると考えるからです。

その一つは、国際法に違反するアメリカの原爆投下を追及しないまま、講和条約で原爆被害の賠償金を放棄した国の責任があります。原爆投下の国際法違反については、一九四五年、広島、長崎直後でございますが、明治憲法下の帝国政府がスイス政府を通じて国際的な抗議をしております。後にも先にもない立派な抗議だったというように私は思います。もちろん戦争中ですから敵が憎いので強い言葉を使ったとも言えますが、論理的に考えてそうだと思います。

時間がございませんで一部だけ読みますが、「米国は国際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施し」云々、「多数の老幼婦女子を殺傷し」、建物の喪失など書いてあるわけですが、「本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たな罪悪なり 帝国政府はこゝに自からの名において、かつまた全人類および文明の名において米国政府を糾弾すると共に即時かゝる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す」と当時の日本政府は抗議しております。

また、一九六三年十二月七日の原爆裁判東京地裁判決も、先方御承知のとおり、明確に非人道性と国際法違反をはっきり述べております。しかも、その中には、国際法のハーグ条約その他の項目を挙げながら、非戦闘員の大量無差別攻撃による殺りく、不必要な苦痛を与える攻撃などの項目からも国際法違反だと述べております。

国家補償、国の責任云々、二つ目について申し上げます。国が開始し遂行した戦争によって原爆投下はもたらされました。したがって、国の戦争責任は免れないと思います。

三つ目に、戦後も占領軍と協力して原爆被害を隠ぺいし、苦しみ死んでいく被爆者を原爆医療法ができるまでの十二年間、被爆者は放置されたまま

ま死んでいったわけです。国の行政責任があると思います。

次に、現在なお苦しみを続けている生存被爆者の実態からも意見を述べたいと思います。

原爆は、人類がかつて経験したことのない傷と苦しみを被爆者に負わせました。原爆は、生き残った人間の体、暮らし、心の中に入り込み、人間を内部からむしばみ、破壊し続けました。今も多発しているがんによる死因、少なくなったとはいえ白血病患者、若年被爆者の早死に傾向、たとえ原爆症と宣告はされなくても、周りの被爆者が倒れていくのを見て、次は自分かとおののく恐怖と不安、まして子供や孫への影響まで伝えられますと、だれにも漏らすことのできない大変な心の苦しみを抱えます。病氣と収入は相乗的に生活を悪化させます。社会的差別にもあえぎ、家族崩壊までしてきますと、生きる意欲さえ喪失し、自殺する被爆者も後を絶ちません。

被爆後四十九年の今日、高齢化し、とりわけ身寄りもないひとり暮らしが多い被爆者の実態も、また深刻です。お手元に資料を配らせていただいておりますが、これは日本被爆協会の調査の一部と東京の被爆者の事例の一部を載せていただきました。詳しくはごらんいただければいいのですが、最初の方は統計的資料を幾つか用意しましたが、最後のページですが、東京の被爆者の深刻な事例を、相談活動をやっておりますので、その中から幾つかを拾い出しました。

夫の看病のために女の方が亮春にまで身を落とす例、子供が生まれるのが恐ろしくてとうとう結婚しなかった女性の方、夫に、結婚後被爆者であることを知られ、おまえが被爆したせいだ、被爆者だと知っていたら結婚なんかしなかったと言っていて、それ以後大変な暴力を振るわれ、苦しんで死んでいった女性など、さまざまな例がございますが、最後に載せております、今ではマスコミでさえもうニュースにしてくれませんが、ここ二年間、東京で、約九千人余の被爆者が在住しておりますが、その中で六人も自殺しております。数は少な

いとは思いますが、いまだに白血病で苦しむ事例が出てきます。高齢化し、ひとり身の老被爆者が一番生活も気持ちの問題も苦しい実態にますます落ち込んでいく例、亡くなった亡きながらも何日もしなければ周りの人が見つけてくれないような状態も、この繁華にいる東京だということそのど真ん中で起きている事実です。

このように外見だけではわからぬ被爆者の苦しみの実態からも、全被爆者に被爆者年金を支給する制度を確立すべきだと思います。

以上申し述べました私の意見では、既に参議院で二度も可決されました援護法案が最も近いものとなります。

なお、ここで一言つけ加えさせていただきますが、どの案が決定されようとしても一つだけお願いしたいのは、広島、長崎で被爆した外国人被爆者、特に南朝鮮、北朝鮮の方が多くいると思いますが、その方たちへの適用の道もぜひ審議していただきたい、その道を開いていただきたい。それは国際的な責務だと思います。

私も被爆者が要望してきました内容の援護法案につきましては、既に衆・参議院とも三分の二を超える与野党の議員の方々から賛同署名をいただいております。被爆者は、これを公約とも受け取っております。援護法制定国会請願、国民の署名は一千万人を突破しました。地方議会の援護法促進決議は、三分の二どころか既に七五%にも達しております。私たちは、国民の皆さんの支持と合意は既に得たと確信しております。

ぜひとも、苦しんできた被爆者が被爆五十周年に生きていてよかったと思える援護法を制定していただくことを期待し、私の参考意見を終わります。失礼しました。(拍手)

○岩垂委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。
○岩垂委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。岩浅嘉仁君。

○岩浅委員 改革の岩浅嘉仁でございます。短い時間ではございますが、御指導のほどをお願い申し上げます。先ほど、それぞれの先生方から大変貴重な、またみずからの被爆体験を含めた崇高な体験談をお聞かせいただきました。まことにありがとうございます。

国の責任という言葉が何回も出てまいりましたけれども、伊東先生は余り意味がないということもおっしゃったわけでございますが、この国の責任の対象を被爆者に限定する原則を打ち立てたということは、今後政府・与党などが検討する戦後処理問題について、政府の責任を極めて限定して解釈する原則が確立されるということにつながるのではないかと、こういう指摘もされておるわけでございます。この点につきまして、三名の先生方の御感想を伺いたいと思います。

○堀参考人 内閣提出の法案によりまして、国の責任の意味でございますが、私は、いろいろな基本法にありますような国の責任、地方の責任あるいは事業者の責任、そういうふうな意味におきます国の責任ということではないかというふうに考えております。

私は社会保障法が専門でございますが、社会保障は国家責任ということが言われることがありますが、それは、社会保障を行うことは国の責任、社会保障の種々の給付を行うことは国の責任である、こういうふうなことを言いますけれども、そういう意味で、政府提出の法案の国の責任というのは、被爆者に対する種々の措置、各種の経済的給付あるいは保健、医療、福祉のサービスを行うのは国の責任である、こういうことで理解しております。

○伊東参考人 先生おっしゃるとおり、私もそう思います。
このまま通っていけば、もう一切これをもって、一般戦災やその他のさまざまな植民地の人々に対する問題もこれで終わりということを宣言することに通じるという気がして仕方がありません。そ

いう意味では、やはり国の責任というふうなものをもうちょっと明確な概念にしない限りにおいては、それはそうなる可能性を非常に強く持っている。今後やるとしても、すなわち一般被災等についての問題を取り上げるにしても、この法律はその障害になるだろうという気がいたします。

○田川参考人 一般的に国の責任で法律ができるというのは極めて当たり前の話なんで、すべての行政、すべての法律は国の責任で、その場合国会が入るわけですが、国の責任であるから当然のことのように思います。

しかし、私たちが申し上げている国家補償との違い、質問の焦点ではないかもしれませんが、国、責任というものは、極めて一般的なことで当たり前のことであって、わざわざ言わなくてもいいように私は考えます。けれども、国家補償というのは、過去の責任でさかのぼって償いをしてくださいということですから、国の責任の中で極めて明快な内容を持つのが国家補償とも言えるというように思います。

○岩浅委員 それぞれの先生が、来年の五十周年を機に本当に被爆者の方々が喜んでいただける、あるいは世界の恒久平和に寄与できる法案をつくってほしいというお言葉があったわけですが、その意味からいいますと、この言葉、国の責任というのは、先般の委員会でもいろいろ議論が出たわけですが、極めてあいまいであらうというのが私は総括であらうと思います。

これは議論はまた後に譲るといたしまして、堀先生にお伺いしたいのですが、特別葬祭給付金の支給対象が原爆の投下から昭和四十四年の葬祭料創設以前に亡くなった原爆死没者の遺族まで拡大されたことは、これは皆さん方も一歩前進と評価をされておられますけれども、若干お話がございまして、支給対象者が自身も被爆者であるということ、この法案が施行されますと、一般の遺族との感情の問題、あつれきというものが懸念されるわけですが、そういう面はどういうふうにお考えでございいますか。

○堀参考人 御承知のように、特別葬祭給付金の受給権者はそれ自身被爆者であるということが要件になっております。私が推測いたしますのは、被爆者でない遺族に対して給付金を支給することとなると、一般被災者の遺族との均衡の問題、これは憲法の十四条一項の法のものと平等に反する、そういうことの事態を恐れたということ、あるいは政治的にも一般被災者とのバランスの問題で合意が得られないのではないかと、そういったことからそういうふうな措置がとられたのではないかと、そういうふうな推測しておりますけれども、原爆被爆者のその他の遺族が、被爆者でない遺族が受けられないというのには確かに感情的には非常に不満があるというふうには感じられますけれども、現在の被爆者援護の体系自体が被爆者に対して特別の措置をする、特別の措置というのはそれ自身被爆による健康被害、そういうことに着目してやるということですから、そういう被爆者でない人に給付金を出すということが一般被災者との均衡上問題があるということではございまして、私はやむを得なかったのかなというふうに感じております。

○岩浅委員 同じ質問で伊東先生。田川先生はお話の中で伺いましたので。

○伊東参考人 いわゆる特別葬祭給付金は、先ほども申し上げたように葬祭料ですね。葬祭料というのは特別措置法においては葬儀をやった者に対して支払う、そこでは遺族という縛りはないのですよ。ところが、今度の場合は遺族という縛りになっていて、しかも遺族だけではなくて被爆者であるという縛りがかかってきているわけです。そういう意味においては、これはやはり遺族の中で被爆者とそうじゃない人たちの間の問題を起す可能性を持っているという感じがしています。いわばそこに差別が生じるということになるわけです。そういう意味では、葬祭給付金というふうな格好にするからおかしいのであって、例えば特別給付金にでもすればこれはもうちょっと筋が通ったものになるであらうというのが私の考え方です。

○岩浅委員 ありがとうございます。

伊東先生の書かれた御本の中で、先ほどちょっとお話の中でもありましたトータルな崩壊ということ、私もこれは関心を持って読ましていただきました。虚生感というのですかね、虚生感からの脱出、原爆被爆者はこういうふうな特別の事情に置かれておるといことを先生が御指摘になっておられますけれども、多分、来年国勢調査の折に実態調査をされると思うのですが、そのときに、伊東先生として新たな調査のやり方と内容について、特に御注文なり御意見がございましたら披露をしていただきたいと思います。

○伊東参考人 来年調査を行うとすれば、これは恐らく最後の調査になる可能性が非常に強うございします。そういう意味においては、一つは、いわゆる従来やってきた調査との関連で比較ができるような調査項目を設ける必要がある。

それと一つ、きつちりとっておかなければならないことは、これは特に遺族である被爆者に、つまり、死者への思いみたいなものはやはりちゃんととっておくことが必要でありまして、同時に、そういうものを含めて、政府案でいえば第五章でございしますけれども、第五章の四十一條のいわゆる用意の問題を含む慰霊等の施設の問題でございしますか、そういうものを一つ一つ、そこに保存していくというふうなこと、あるいは皆さんに長く見ていただくというふうな資料としての保存をぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。

○岩浅委員 もう終わらせていただきますが、先ほどこの審議がいわゆる政争の具に、法案が政争の具に使われておると巷間言われておって大変危惧いたしておるといことも御指摘がありました。が、我々改革は、過去十数回にわたりました社会党さんも入れましたに真摯な議論を展開して、この改革案を提出させていただきました。先生方の御要望にこたえられるよう、立派な案になるように今後も努力をいたしたいと思います。

で、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○岩垂委員長 石田祝祿君。

○石田(祝)委員 会派改革の石田祝祿でございます。

きょうは、三人の参考人の先生、朝早くよりおいでをいただきまして本当にありがとうございます。私も、三人の先生の御意見を拝聴いたしました。本日に大事なことを教えていただいたような気がします。きょうは短い時間でありましたが、それぞれの参考人の方にお伺いをしたいと思います。

まず最初にお伺いしたいのですが、堀参考人は、被爆者のニーズに的確にこたえることが重要である、こういうことを陳述の中で述べられておりましたけれども、このことは具体的に、少しおっしゃっていただきましたけれども、そのほかにこういうことがある、こういう被爆者の方々の御意見に対して今度の政府案また改革案はこうだ、こういうふうなお考えが何かございしたら、まず最初にお聞きをしたいと思っております。

○堀参考人 具体的にということは今特にお伺いできませんけれども、被爆者が高齢化するにつれて老化に伴ういろいろな障害というものが出てくる、それは放射能による健康被害のほかに出てくると思っております。それについては保健サービス、医療サービスあるいは福祉サービス、そういったものを総合的、一体的に行って、被爆者の全体的な人間としてのニーズにこたえていく必要があるのではないかと、そういうことを申し上げました。

○石田(祝)委員 続きまして、伊東参考人にお伺いをしたいと思います。

参考人は、陳述をしておりました中で、政府案は整合性がないのではないかと、こういう旨のお話もございましたが、お聞きをしておりました。何点かはお伺いしたような感じがいたしますけれども、具体的にいま一度、整合性がとれていないのではないかと、このようにお感じになる点はどういう点でございしますか。

第一類第七号 厚生委員会議録第九号 平成六年十一月二十九日

○伊東参考人 いろいろございますので、例えは国家補償的な発想というものが全くこの政府案の中にないかという、そうじゃないのですね、実はちらちらと見えるのですよ。ところが、全体は実は国家補償ということには全然なっていない、それがちらちら見えながら全体として、いや、やはり一般戦災者と違って放射能を中心とした病気が被爆者の特徴なんだというふう書いて、そこを中心にして法律をつくらうとしていますから、その辺での整合性が余りちゃんとしてこない。

例えば、特別葬祭給付金についてもそうです。先ほどもちょっと申し上げたけれども、例えは、本当は特別に、特別にというか特別の被害であるというのならば、放射能でもって死んだ者だけに對して何かやればいいわけですが、それ、そうじゃないでしょう、これは。爆風で死んだのも熱線で死んだのも全部一まとめにしてこれはやろうとしているわけですからね。それは一体どういうふうに整合性があるんだといったら、どう説明するのか。そういう問題が至るところに見られるのです。それでは、やはり五十年目につく法律にしては余りにお粗末ではないだろうか。歴史に残る法律だから、コンシステンシーはやはり必要があるのではないかと、それを言っているわけでありまして、どこにコンシステンシーを通すべきかといえ、それは国家補償に基づく、国家補償の配慮に基づく筋でもってやはりコンシステンシーを通していかと言っているわけであり

ます。 いっぱい挙げれば切りないのですけれども、時間がないので、この辺でということではよろしくございませう。 ○石田(祝)委員 済みません、伊東参考人に続いてお聞きしたいのですが、先ほど時間の関係で年金のことに余りお触れになる時間がなかったように思います。

この被爆者年金、堀参考人も年金と手当てについて有期、無期、そういう時間の問題もあるんだと

いうお話もございましたが、伊東参考人は、この年金というところについてどのようにお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○伊東参考人 実は、特別措置法の中の諸手当というのはいくらなりや、年金化が進んでいるというふうに私は考えているのでございませう。長い年月、先生方のおかげなんですけれども。

例えば、小頭症の手当なんというのはこれはもう年金ですよ、一種の。治るわけじゃないわけですから、小頭症は。保健手当というのも年金ですよ、言つてしまえば。二キロ以内で被爆したというのを、それは急に、いや三キロだということはある得ないわけですから。あと所得制限の問題というのはいくらいありますけれども、これが撤廃されればまさに年金化していくことになると思います。

あと特別手当 特別医療手当 健康管理手当、こういう三つの手当について言えば、これはやはり病気のいかんによって届け出をして、病気が治つていけば手当をもらえないということはあるわけですが、私がお聞きしたいのは、もはや平均年齢が六十三、四歳、もつと上になるかもしれないけれども、そういう状態でも今から病気が治るといふふうにとっても思えないし、それから、年をとつてきてそういう手続の面倒くさいことをやらされること自身がもう耐えられないような状況にはない被爆者が多くなっている。そんなことを考えると、やはり年金化を一層、所得制限の撤廃を契機にしてやたらどうかということが一つ。

それからもう一つ、いわゆる特に被爆者年金につきましても申し上げると、我々は、これは先ほど田川参考人が配られた中にもあったかもしれないけれども、あるいは堀参考人がおっしゃったように被爆者のニーズなんですけれども、被爆者は、やはり長い間病氣への不安な状態は、抱き続けてだれもが、全被爆者がやってきました。あるいは健康管理のための経費を、経済的な問題ですけれども、いろいろ使ってきました。そういうものに対して、精神的な、まあいわば慰謝を含め、あるいは今からの健康管理をやっていくため

の経済的な補てんを含めて、そういう意味で諸手当を年金化する必要ではないかという気がしているわけでありませう。まあ、年金化したところでもって、実際には今の手当の受給状況とそれほど違いがあるわけではないというふうな思つております。それを一歩でも進めることにならなければいかんというふうに思つています。

○石田(祝)委員 続きまして、堀参考人にお伺いをしたいんですが、政府案でできております特別葬祭給付金と葬祭料のこととちよつとお伺いをしたいんですが、この葬祭料というのは、現在の原爆二法でも、また今回の政府案でも全くそのまま書かれておりますが、ここでは被爆者が死亡したときに葬祭を行う者に対してこれは支給する、こういうことになっておりまして、遺族でなくていい、また、その葬祭を行う者がもちろん被爆手帳を持つていなければならない。そういう者に対して四十四年の四月一日から葬祭料という形で出されておる。

ですけれども、四十四年四月一日で切ることがどうだろうかということ、今回大きな議論があったと思ひますが、それで、八月の六日、九日までさかのぼろう、こういう議論があったと思ひます。その中で、今回、本人も被爆者である、なおかつ、被爆者の遺族でなければならぬ。今までは意味でいえば条件がなかったところに、二つの条件が重なつてきている。ですから、そうすると、この四十四年四月一日また三月三十一日を境にして、これは全く別のものをやろうとしているんじゃないかという気が私はいたします。

ですから、これは私たちが言っている特別給付金の方が形としては整合性がとれているというふうには私は思ふんですが、堀参考人の御意見は、ちよつと違うようなんです、いま一度、そのところ、どういふふうにお考えか教えていただきたいと思ひます。

○堀参考人 葬祭料は確かに葬祭を行った者に支給されるということで、必ずしも被爆者でないというところは御指摘のとおりだと思いますが、それ

は基本的に、やはり葬祭料を支給するということが生前に被爆者の精神的な安らぎを与える、そういうことが趣旨ではないか。したがって、やはり被爆者対策という面が葬祭料についてもあるのではないかと。

これは、先ほども言いましたけれども、特別葬祭給付金について被爆者に限るといふのは、やはり一般戦災者の遺族に何も支給しないというところのバランスで、被爆者である者について、要するにこの法案の被爆者対策といふものは、原子爆弾の傷害作用による健康被害、そういう状態に着目した給付を行うということとございませうから、そういう意味で、ある程度一貫性といふのが、被爆者対策という意味では一貫性を保っているのではないかと、そういうふうにお考えしております。

○石田(祝)委員 堀参考人に續いてちよつとお伺いをしたいんですが、参考人のお配りいただきました資料の最後のところに、原子爆弾の放射能に起因する健康被害という特別の犠牲性に対して、今回の法案は、特別にとられた措置である、こういう基本的性格を保っている、これは、ですから、私は、ある意味でいえば、政府案ということと政府の立法意思、これは明確に被爆者に今回は限つてこの法案は提案をする、そして、その後に参考人もお述べになつておりますけれども、今後一般戦災者に対してどうするかというものは、これはまた別の問題であらう。

ですから、私は、まさしくおっしゃられているとおり、今回は立法の意思として、被爆者をされた方にとり、こういうことができるのか、これを最大限考えていこうということと立法をされていると思ひます。ですから、再度堀参考人にお伺いしますが、今回、ですから、私は、原爆の被害者の方と一般戦災者、ある意味では、これは別の問題として、とりあえず被爆五十年間ということに關して被爆者の方々に何かしよう、こういう立法の意思ですべてが進められていられると思ひますけれども、それについての御認識はいかがでしょうか。

○堀参考人 今先生がおっしゃったとおりでござ

います。私、そういうふうには思っております。

○石田(祝)委員 どうもありがとうございます。
また、今後、きよの皆様の御意見を参考にさせていただきます。国会審議等もまだございますので、その中でできるだけ反映できるように取り組んでまいりたいと思います。

きよは大変ありがとうございます。

○岩垂委員長 山本孝史君。

○山本(孝)委員 おはようございます。改革の山本孝史でございます。

きよは、参考人の皆さんには大変お忙しい中をお越しをいただきまして、大変ありがとうございます。時間が短うございますので、今回は堀先生に特に御質問をさせていただきたいと思

います。
今回の法律、政府案の方で「国の責任」について、という形で文言が前文に書かれております。

委員会で質疑を通じて、この「国の責任」という表現は、今回は特に国の役割あるいは姿勢を明確にするためにこういう表現を入れたのだという大臣の御答弁もあるわけですが、先生、上智大学で法学部、法律の専門家であられるようなのでお聞きいたしますけれども、この「国の責任」ということを入れたことによって、今回政府が答弁している国の役割、姿勢を明確にするというところ、ほかの法律もみんなそうなのではないでしょうか。国が出すというか、こうやって法律として出てくるもので、国の役割や姿勢を明確にしていけないものではないのか。したがって、端的に言えば、「国の責任」という表現はあってもなくても同じなのではないか、そういうふうにも思われるわけですが、先生、法律の専門家としての御所見をお伺いしたいと思います。

○堀参考人 今回前文に「国の責任」ということを入れたことの一つの意義は、ちよと私記憶が定かではございませんけれども、従来の原爆二法が必ずしも国の責任というところをたててなかった、そこで、今回明らかにしたという意味では意義があるのではないかと。

それからもう一つ、社会保障法は、いろいろな法形態があるわけですが、特に社会福祉法というのは、社会福祉というのには必ずしも国だけではなくて、地方公共団体の責任というものがあ

るわけですね。そういった国の責任、地方公共団体の責任という意味で、この法案は国の責任、地方公共団体の責任ではなく国の責任、そういうことも明確にしているということではないか。

それから、幾つかの基本法なり個別の社会保障法なんかも、国、地方公共団体の責任、あるいは国民の責任、あるいは事業主の責任、いろいろな責任をうたわれていることがありますが、この法案は基本的に国の責任だけをうたっているというところで、国の責任が非常に明確にされている、そういうふうに理解しております。

○山本(孝)委員 重ねての質問で恐縮でございます。

そうしますと、私も全部法律を知っているわけじゃありませんが、国だけがやっているというか、地方公共団体にはお任せしない、あるいは事業主の負担もいたさない、国がこれを行いますという形がなされている施策があつて、それを裏づける法律があると思うのですけれども、そういった法律の場合は特に「国の責任」という表現はないと思うのですけれども、今回この法律に入れているというところ、先生、法律の専門家としての受けとめ方はいかがでしょうか。

○堀参考人 具体的にこの法案の条文を見てみますと、必ずしも国だけではなくて、基本的に医療とかあるいは経済的給付については厚生大臣なり都道府県知事、これは機関委任事務として都道府県知事がやる、これは国の責任、それ以外のいわゆる福祉に関する事業、これは都道府県というところで団体委任事務的な形、これは必ずしも国の責任ということではなくて、都道府県の責任ということになると思ひます。

それで、被爆者対策については、特に「国の責任」とうたつたという趣旨は、やはり先ほどから言っていますように、地方公共団体ではなくて国

に責任がある、いろいろな諸手当あるいは医療の給付については国が責任を持つて行つ、そこを明確にしたのだというふうに理解しております。

○山本(孝)委員 ありがとうございます。

堀先生、重ねてで恐縮でございます。先生、きよにお配りいただきました要旨の中で、今回の前文に、「平和を祈念するための事業として具体的に実施されることが条文中規定されていることに注目すべきである」という文言がございしますが、このところ、もう少し補足をいただければいいか。注目をすればよろしいのか、あるいは、この事業としては、慰霊をする場であり、あるいは資料の収集等をするというふうにこの事業の内容は承っておりますけれども、先生としてはどんな内容になるのがよろしいと思つておられますでしょうか、少しここを補足いただければいいか。

○堀参考人 この平和を祈念するための事業につきましては、従来からも予算措置で準備が進められていたようでございしますが、そういう予算という形ではなくて、法律上明確に規定する。それは、国民に対して、国がそういう平和を祈念する事業をやるのだ、そういう意思を明らかにしたという意味で一つ重要ではないかということです。

それから具体的には、原子爆弾という非常に破壊をもたらすようなもの、その被害の実態、そういうものを後代の国民に、あるいは世界の人々に対してそういう国の事業として行つというような内容というふうになつておまして、そういったことは極めて意義のあることではないかと思つております。

○山本(孝)委員 伊東参考人と田川参考人にお伺いをいたしたいのですが、この今の平和祈念事業に関連してございしますが、広島、長崎の地において原爆に関する資料の展示等がございします。現在の状況が先生方の目から見られてどの程度満足できるものなのか、あるいは何か御意見がございしますでしょうかという点が一点。

それと、被爆地に展示をされているということとはそれなりに意味があるとは思いますが、たくさんの方が訪れる東京という場所、外国の方に見ていただくために東京にもそういった展示資料があつてもいいのではないかと、お二人の先生方の御意見をお伺いしたいと思います。

○伊東参考人 第四十一条に関する話だと思ひますけれども、実は私は政府の慰霊等施設の委員の一人でございます。そういう意味では先生の御質問の点をずっとやつてまいつて、この四十一条はそういう意味では政府案なかなかよくできているなという感じを持っていますので、この四十一条の広島、長崎については、最大の問題は、国があの原爆について責任を持って死没者に対する追悼をし、かつその原爆の被害を後世に伝えるように国が努力をする、そういう施設にはなつてないわけですね。そういう意味では、中身はさることながら、とにかくそういう施設を広島、長崎に置かなくてはならないという問題はやはりあるような気がいたします。

同時に、先生がおつしやつていらっしゃる東京の問題というのは、私は東京説も賛成でございまして提案したので、私も、多勢に無勢で一蹴されてしまひました。残念ながらそうなるようには東京にもあつていいというふうに思っている一人でございます。

それから、ついでに申し上げると、その前に、ちよと政府案の中で調査研究の問題について、健康の問題だけについての調査研究がありましかつても、本来は、四十一條の絡みで言えば、社会的ないしは文化的な原爆についての被害に絡まるそういう問題についての研究も本当はやる義務があるように書かれるべきではなかつたかというふうに思つております。

○田川参考人 一律にこういう形で資料展示しなければいけないというふうには私も思ひません。

各地域にあるいろいろな形があつていいだろう。ただ、そのときに大事なものは、何をねらつてどういうものにしていくかという視点が極めて大事だ。

ここから先は個人的な意見になるかと思いますが、例えば平和事業で展示あるいは資料保存の一つの建物ができる場合に、私は、広島、長崎にとつても大事なものは、つまり、原爆被害をどう国際的に生かすかという視点はどうしても必要であらう。それは今、御承知のとおり、世界の核実験被害者は何百万人になつて、同じような苦しみを、ちやうど日本の被爆者が苦しんでいるようなことで、ろくな資料も入らない、研究成果もないために放置されている実態があるわけですね。そういう意味では、被爆国の資料保存だとか研究だとかというのは極めて大事な視点だろうというように思います。

被爆者の方からいえば、先ほど申し上げましたように、例えば、非常に単純な言い方をして申しわけないのですが、社会的な差別というのは、科学的な研究がないから社会的な差別が広がっていくのです。私たちが被爆者の子供に影響があるかないかというのは、医学的にきちっと研究して、科学的に解明して、そのデータを公表していただきたい。それが進まないといふいろいろな思惑で差別を生み出すということが、被爆者の側から言わせていただければあると思うので、そういう視点も大事だろう。

それから、東京に原爆資料館、これはまさにおっしゃる通りで、私も、首都でございますし、玄関口が東京ですから、東京にはやはり、広島と長崎と同じものにするとかいうことまで言わなくてもいいですが、何らかの形で被爆国日本の外国に対する成果を見ていただく。

それから、私は教師上がりですから、極めて大事なのですが、いろいろな建物、資料館の中に教育の見通しをきちっとやはり見ていく。その意味では、果なる残酷悲惨を見れば子供たちは平和になるかという、そうはならない。教育として

のやはり展望を持っていないと困るだろう。大きく言えば、学校教育だけではなくて、社会的啓蒙の問題としてもそのことは大事なことでないか。地球人類がこれからどう生きていくか、そのための資料、研究データがあるべきだということに考えます。

以上です。

○山本(孝)委員 最後に、堀先生にもう一度お伺いをさせていただきます。

きょうの意見要旨の五番、最後のところで、「一般被災者に対して何らかの措置を講ずる必要があるか否かは、別の問題として真剣に議論する必要がある」といふふうにお伺いをしていただけたわけですが、先生、長年ずっと厚生行政を見てこられて、この一般被災者に対する措置ということについてのこれまでの政府の対応、あるいは、自民党政権が続いていたわけですが、自民党さんの対応について、先生ははたから見えておられて、あるいは中から見られて、どんなふうにお感じであつたか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○堀参考人 この問題につきましては、私が推測するところでは、私の考えでは、戦争による損害、戦争による被害といふのはほとんどすべての国民がこつむつたといふことであるから、一般的な社会保障策、例えば厚生年金保険法を充実する、あるいは国民年金を充実する、あるいは国民健康保険を充実する、あるいは老人福祉対策を講ずる、そういうふうな一般的な対策を講ずることによって国民の福祉の向上を図っていく、そういう方向ではなかつたか。特に戦争被害といふことに着目してやるということではなかつたのではないかと。

これは、諸外国の立法例、私は余り詳しくはありませんが、西ドイツのようにつけてみると、あるいは戦争被害者に対して公平の観点から措置するといふ立法政策も一方であると同時に、こゝう一般的な社会保障政策の充実という形で国民の福祉を図るという方向も一つの方向ではなかつたかというふうな思ひしております。

○山本(孝)委員 先生は社会保障研究所にもおられたとお伺いしますのでお伺いしますが、日本の社会保障の現状、被爆者対策は十分であるとお考えでいらつしやいますか、御意見をぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○堀参考人 私も社会保障を研究して十四、五年ほどになるわけですが、こゝういった問題はいろいろな視点から考えることができると思ひます。

一つは、歴史的な経過から見てどうか、それからもう一つは、諸外国との比較でどうか。絶対的な基準といふのはあるわけじゃなくて、そういう比較から申しますと、まさに歴史的な視点から申しますと、戦後、我々は福祉国家あるいは福祉社会をつくるということで、昭和三十年代の国民皆保険、皆年金体制、あるいは昭和四十八年の福祉元年、そういうことを通じて社会保障といふのは少なくとも何十年前よりは充実してきているのではないかとこゝう思ひます。

一方、国際的な比較から申しますと、社会保障給付費の国民所得に対する割合は先進国の中では比較的低いわけがございすけれども、今後高齢化が進み年金制度が成熟していくと、次第にその水準も先進国に追いつくのではないかと。したがって、制度的にはかなり充実している。ただ、年金、医療は別として、福祉、特に介護については、これからかなり力を入れていかなければいけないといふふうな思ひます。

それから、被爆者対策ですが、これも年々拡充されてきているといふことで、どこと比較するかの問題ですが、一般被災者と比較するとか、あるいはそれとも軍人軍属とかそういう人と比較するとか、それは問題ですが、ある程度どこにきているのではないかとこゝう思ひしております。

○山本(孝)委員 三人の先生方、本場にきょうは貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。時間がなくなりましたので、終わります。

○岩垂委員長 岡田雄君。

○岡田委員 各参考人に対する質問が大分進んでおりますので、私は、簡単に二点にわたつて御質問申し上げます。

まず第一点でございますが、もう既に質問があるところでございますが、国の責任ということがたとえ前文の中でうたわれたといひしても、それは法律の記述の中で国の責任ということが明記されていることとございすから、したがって、最前の意見の中にもありましたが、我が国に存在する法律は全部国の責任があるんだという考え方も、もちろんこれは否定するものではございませぬが、話がございまして、しかし、前文であるといひえ、国の責任といふことを明記したということ、は、やはりこれは、被爆者援護に対するものもろの援護策といふものに對して、不戦の誓いを含めて、日本の憲法に定めている平和憲法の精神を生かして国が責任を持つてやつていくんだ、こゝう意味が込められていふところの思ひでございます。

国の責任といふことで出ている法案では、更生緊急保護法とかあるいは未帰還者留守家族等援護法とかいふようなところで国の責任といふことが明記されているところとございすから、こゝうことも含めて、この被爆者援護法の中に国の責任といふものが入つたといふことは非常にやほひ私には重い意味を持っているといふふうに思ひます。こゝういふことが、堀先生にぜひひとつその辺に対する御説明と御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○堀参考人 先生御指摘のように、法律の前文の中にこゝういふ「国の責任」といふことが明記されたことは非常に有意義なことである。しかも、前文といふ形式が最近の法律では余りない、こゝう中での国の責任といふことだけではなく、原子爆弾の被害とかあるいは恒久平和とかあるいは核兵器の廃絶、そういうことを我が国が今後求めていく、国の責任としてこゝういふことを実施し、求めていくんだといふことを明確にし、国民にもそれを約束し、それから、世界の国々に対してもそれを明示した、その意義は極めて大きいのではないかとこゝう思ひます。

ないか、こういうふうな思っております。

○綱岡委員 二つ目の点でございますが、これはそれぞれ参考人の三名の諸先生が述べられたところでございまして、長年にわたって被爆者の悲願であった被爆者援護法の制定というものは、これは緊急の課題であり、同時に重要な法案だ、世界に向けて平和の誓いを宣言するという意味においても、ぜひこれは成立をさしていただきたい、こういうような内容の発言がそれぞれ述べべになられたわけでございまして。

これは三人の先生方にお尋ねをさしていただきたいと思っておりますが、ここに日本労働組合総連合会、それから原水爆禁止日本国民会議、それから核兵器禁止平和建設国民会議、それぞれの三団体から「国会会での被爆者援護法の制定を求める要請書」というものが参っております。この中では、国家補償に基づく被爆者援護法の制定を望むということが前段には述べられております。「しかし、」以下の点が書かれておるわけでございまして。「しかし、被爆者の放射能障害に今なお苦しむ、高齢化と孤独な環境下の語り尽くせない生活を直視するとき、法案の先送りは何としても避け、国会会での制定を強く望む」ものである、こういうふうに言われております。この文章の考え方というものは、基本的な形が前段では述べられておりますが、しかし、両案が出ているとはいえ、被爆者援護法の制定というものを国会会で何としても成立をしてもらいたい、先送りをすることは困るというのがこの要望の趣旨であるというふうに思うわけでございまして。

したがって、私も真剣な審議を続けているわけでございまして、何らかの形で被爆者援護法制定の成立を図るように私も全力を挙げて頑張っていくつもりでございまして、この三団体の、先ほど私が読み上げました、先送りは何としても避けて国会会において被爆者援護法を制定してもらいたい、こういう要請についての内容について、私、三人の参考人の諸先生に御意見をお尋ねしたいというふうに思う次第であります。

堀先生、よろしくお願ひします。

○堀参考人 被爆者に対する援護法の制定は、被爆者が過去長年求めてきたものでございまして、来年八月はそのちょうど五十年間ということでございますから、内容についていろいろ御不満の点はあると思ひますけれども、ぜひとも私は成立させていたいただきたいというふうに思っております。

○伊東参考人 先ほど私申し上げましたけれども、二十七歳から私やっているわけですから、今こうなってきた、被爆五十周年を目の前に控えていると、ぜひやはりこれは成立をさしていただきたいというふうに思っております。

ただ、成立させることに一生懸命になって、いざ内容についてまあいいじゃないかというようなことじゃなくて、やはり内容については最後まで被爆者の意に沿う御努力をしていただいて、ぜひいいものをおつくりいただきたいという気持ちでございまして。

○田川参考人 大変厳しい言い方をして、皆だめだみたいにお聞きになったら私、非常に心外なんです。が、きょうも苦しんでいる被爆者がいるわけですから、前進したものであれば必ず通していただきたいというのが、ただ、私たち、多くの被爆者の方と一緒に運動し続けてきましたから、基本的な要求は最後まで先ほどのように申し上げるわけですから、このたび死没者の問題をこんなに真剣に考え、死没者と言わない論もあるようですけれども、生存被爆者の方が重点だという意見もあるようですけれども、少なくとももし、死没者の問題に関連する問題に突っ込んでいただいていることと所得制限の撤廃は、やはり現行二法の枠は突破し始めているというように私も前進面は評価いたします。したがって、一か八か、こんなものは申し上げないで、改善されたものは必ずきょう苦しんでいる被爆者のために役立つことですので、ぜひお願いしたいと思ひます。

以上です。

○綱岡委員 じゃ終わります。

○岩垂委員長 田口健二君。

○田口委員 社会党の田口健二でございます。参考人の皆さん方には、大変お忙しい中、こうして本委員会に御出席をいただきまして私どもの審議に御協力をいただいておりますことを、まず冒頭に心からお礼を申し上げます。

まず堀参考人にお尋ねをいたしますが、先生は法律の専門家でもいらっしゃいますのですが、今回の政府案の中では、諸手当について所得制限を撤廃するという措置が盛り込まれておるといふか、逆に、所得制限を撤廃するという条文が削除をされておりますから、当然そういうことになるわけでありまして、私どもの考え方とすれば、さまざまな諸手当というものについては大方やはり所得制限というものがついておる。したがって、今回原爆関係の諸手当について所得制限が撤廃をされたということとは、従来の手当の考え方から一歩踏み込んだものであるというふうに、私はそう理解をしておるのであります。先生の専門的なお考えをまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○堀参考人 今回所得制限が撤廃された趣旨がどこにあるかというの私は聞いておりませんが、一般的に、公費で行われる施策というのは、特に現金給付については所得制限というものがつけられるというのが通例である、ただし、現物給付サービス、福祉サービスとかそういうものについては必ずしも所得制限というものがついていない、そういうのが社会保障法の一般的な形だと思ひます。

今回所得制限が撤廃された趣旨というのは、推測いたします。たとえある程度所得があつても、原子爆弾による健康障害というものがあつて、対しては、そういった経済的給付を行うということ、援護措置を講ずるという、一定の所得以上の者は今までは受けられなかった、しかし、原子爆弾による後遺症がある方についてはやはりその必要があるのではないか、そういうことで撤廃されたのではないかと、そういうことに推測をしております。

○田口委員 もう一点堀先生にお尋ねをいたしました

いわけでありまして、いただきましたこの要旨の中の五番のところに、「一般戦災者との均衡に最も苦心が払われた」という記述があるわけでありますが、ここでひとつ先生の御見解をいただいております。原爆死没者に対するこの特別給付金というものが一般戦災者との間に不均衡に失ふようなことになるのだろうかという点でございまして。その辺は、ひとつ先生、御見解はどのようにお持ちでございますでしょうか。

○堀参考人 今回の政府提出の法案によりまして特別葬祭給付金は、これは、それ自身が被爆者であるということでございますから、その被爆者というものは原子爆弾による放射能の後遺症に悩んでおられる、そういうことで特別の措置を講ずる、そういうところが一般戦災の被害者と違ふ。これを自分自身が原子爆弾の被害者でない遺族に対して支給するとなると、これは一般戦災者との均衡がとれなくなる。そういう意味で、私のレジュメ、要旨のところの五番目に、これが「限界に近いのではないか」と書いた趣旨でございまして。

繰り返しますと、原子爆弾の被害者へのみ特別葬祭給付金を支給するという限度があつて初めて一般戦災者との均衡と、そこに特別の事情があるということだということでございます。

○田口委員 そうしますと、特別給付金の支給対象が被爆者というところに限定をしたことによつて、一般戦災者との間の均衡が保たれておる、逆に言うと、そういう被爆者という遺族の範囲が限定をされず、すべての遺族であるということになると、やはりこれは一般戦災者との間に均衡を失ふようなことになるというふうなお考えでございましてか。

○堀参考人 おっしゃるとおりでございまして。

○田口委員 伊東参考人にお尋ねをいたします。ありますが、私ももう三十年以上この援護法の制定に、運動にかかわつてまいりましたし、国会でもこの八年余り、党の責任者としてこの問題にずっと取り組んでまいりましたから、先ほどの伊東先生の御意見というのはよく理解ができるわけであ

ります。

一、二点、ちょっとお尋ねをしたいのは、先ほどのお話の中にありました年金という言葉、この概念はどのようにお考えになっておられるのでしょうか。例えば、一般的に年金ということになりますと必ず出てくるのが、遺族年金の問題とかいう問題が出てまいります。それで、これをどのような年金の概念でいらっしゃるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○伊東参考人 本来、被爆者援護法の要求は、田口先生も御一緒に古くからやってまいりましたからよく御存じのとおり、最初は遺族年金があったわけですね。それはやはり、旧野党と話し合いをする中で、特別給付金にしようではないかということとで特別給付金になってしまつて、特別給付金というのはやはり一時金でございますし、年金ではないという。それで、遺族についてはそういう格好でというのが従来の姿だったような気がしているのをごいいますけれども、上つてきて、そして野党、参議院の方々、先生方とも日本被団協が一致している年金の問題は、被爆者年金の問題になるわけでございますね。

これは、趣旨は、要するに被爆者側のニーズの話から、ニーズの話というのはもつと言え、どういふ被害を受けたのか、したがつてどういふニーズを被爆者は持っているのか、それに対して国はどういふ対応をすれば被爆者は救済されるのかという問題の中で出てくる話でございます。先ほども申し上げたように、いわゆる体も悪いけれども精神的にも被害を受けている、経済的にもいろいろな被害を受けているというふうな問題を含めて、それをやはり全被爆者がそういう状況下にあったと。例えば、精神的な不安そのものを取り上げれば全被爆者がそうであったというふうに思いますけれども、そういうものに対しては最低のレベルの年金を出して、障害にに応じてそれに対して加算をしていくような方法をとつたらどうかというのが今までの考え方であったというふうに思っているわけです。

ただ、他の年金との関係等の問題、大変難しい問題がございますけれども、被爆者の問題だけで言えばそういうことで、そして、今の手当てがここまで前進してまいりますと、今、先生の所得制限のお話もございましたけれども、やはりもはや実質的にはかなり年金化しているのじゃないか、それならいいそのこと、もうちょっとはつきりさせた方がいいのではないかとというような話で申し上げているということでございます。

○田口委員 それでは、もう一点、伊東参考人にお尋ねをいたしますが、先ほど堀参考人に私が御質問したことと同じであります、原爆による死没者に対する特別給付金というものが支給をされる。それは、今回の政府案では、対象範囲が被爆者である遺族というふうに限定をされておりますが、そのように被爆者であるというように限定をされないすべての遺族にこれが適用されるということになれば、それは一般戦災者との間に均衡を失するようになるかどうかという点について、伊東先生の御見解をいただきたいと思つてます。

○伊東参考人 やはり、それをやれば不均衡になると私は思いますね。

ただ、田口先生よく御存じのとおり、それは一般戦災者に何もいらないという前提を置くから不均衡はけしからぬという話になっていくわけでありまして、先生方の党だつて、一般戦災者についてやろうというふうな、かつてはそういう法律もお出しになつておるわけですから、そういうことからいえば、一般戦災者もやるといふ方向でやれば、これはむしろこれを突破口にして、なるべくなら、一般戦災者との不均衡をなくするために、一般戦災者に対してもやはり何らかの格好のものをとるべきだといふふうに考えるのが今までの社会党の考え方であり、私もまたそれに同調をしております。そういう意味では、ぜひそういう方向で先生にお願いをしたいと思つております。

○田口委員 終わります。

○岩垂委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 日本共産党の岩佐恵美でございます。きょうは、参考人の皆様には、大変お忙しい中、本当にありがとうございます。

まず、伊東参考人と田川参考人の二人にお伺いしたいのですが、ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、これが世界的に今や本当に共通の思いにまでなつてきている、そう私も感じます。日本国内での反核平和の運動、この広がりも、私もことし長崎の大会に参加をさせていただいて、本当に感じたところでございます。

先ほどから、お二人が被爆者として本当に苦勞をされ、そしていろいろと長い間の運動に取り組んでこられた、そのことを伺いたしたけりけれども、実は私、伊東参考人の「沈黙から行動へ」といふ本の中で、被爆者の皆さんの運動の発展といたしまして、思いというのをちよつと読ませていただいて、非常に感動を覚えたわけですね。その点について、お二人の方々のそれぞれの思いがあるのじゃないかというふうな思ふのですけれども、改めてこの場でお伺いさせていただきたいと思つてます。

○伊東参考人 先生の御質問の御趣旨がちよつととりにくかつたのでございますけれども、もう一度、先生、ポイントを明確にさせていただくとどういふことかでございますか。

○岩佐委員 「東友会の三〇年」というところで、広島・長崎の原爆被害は日ましに風化させられ、核兵器は平和をまもる象徴のようになつて、核軍拡競争は拡大し核戦争の危機は思いだしたくもない広島・長崎のあの日のことを思い起こさせ、被爆者に耐え難い新しいこころの傷を与えた。被爆者が放置され、原爆被害が無視、過小評価され、さらに風化させられていくことに私は耐えられなかった。

こうして、私たちは、相互扶助から前進して国に原爆被害者援護法の制定を求め、都区市町村へ被爆者援護法の強化を求める運動、さらに核

戦争に反対し核兵器を全廃させる運動を展開していったのである。

こういうふうな書かれておられるわけで、私はこのところに被爆者の皆さんの、先ほど伊東参考人も言われましたけれども、被爆者の救援だけを言っているわけではないのだということを強調されたいけれども、これと共通するのではないかとこのように思つたものですから、改めて、今までの運動の非常に中心的な問題であるような気がいたしましたので、そのところをお伺いしたいというふうな思つたわけですね。

○伊東参考人 今お読みいただいたように、援護法というのは、私どもは、かつて私は三つのホシヨウといふことを言つたことがございまして、一つは過去への償、コンペンセーション、国家補償、それから現在の被爆者の生活あるいは医療が完全に行われるという社会保障の保障、そして未来の核兵器を使わないという平和への保証という三つを込めて援護法といふのはあるんだということと言つたことがございます。

そういう意味においては、今度の政府案の前文にもございますけれども、被爆者の受けた被害を何とか国の責任においていろいろな援護をしていくという問題の前提として、再びこんなことが起きてはならないという国の強い決意がなくては意味をなさない。言つてしまえば、かつての軍人軍属の、昔ですよ、昔、何らかの援護をやるけれども、そのかわりこれだけの援護をやるのだから、おまえたちはまた死んでくださいというふうなことで、それは援護法は意味をなさないわけですね。核兵器廃絶の問題と一体として初めてそれは意味をなすということは、もう私どもが主張してきたし、不十分ながらも私は思ひますけれども、この政府案の前文にもそれは入つていてというふうには思つておるのです。

そういう意味では、そういう思いが今少しでも達成されようとしておることに對しまして、先ほど申し上げたけれども、与野党を問わず先生方に対して厚く御礼を申し上げなくてはいいけないとい

うふうな気持ちを持っております。

○田川参考人 伊東参考人がおっしゃったことととも運動してまいりましたから、そんなに違わないのですけれども、私の言葉で申し上げれば、被爆者だとなことと、戦後本場に私自身が名のつて、いいことないわけですね。あるときから自分が被爆者だとなことが出来るようになる、それはすべての被爆者がそうだろうと思うのです。あんな思まわしいこと思出すのだから嫌だし、それから逃げて暮らしたいし、そんなことは関係なく普通の人間として生きていきたいわけですから。

しかし原爆というのは、先ほど申し上げましたように、私たちの体と心の中に入ってきたから、追っ払おうと思っても追っ払えなくなる、病気の人はそれと闘う、だんだん心の問題になっていくというようになるわけですね。そうすると、生きるためには体の中原爆と闘わざるを得なくなる。闘うときに、何か生きがいを持って、やはり自分の生きがいを見つけていかなければいけない。心理学的な言い方をしていますけれども、そういう意識は、私だけではなくて多くの被爆者の皆さんが持ってきたんじゃないかというように思います。

それで、先ほど申しました、ここ二年間で六人の自殺者の方、私は気になって調べたのですが、これは私たちの反省でもあるのですが、ちゃんと相談活動の手が届いていない方なんです。そして、地域のいろいろな運動との関係も持たない人なんです。つまり、身近に自分を励ますような人間関係ができていない人は、そういう心理状態に陥って、自分で自分を絶つてしまおうということになる。私たちはやはり人間の中で生きていくわけですから、そして皆さんと一緒に、何に対して生きていくかという問題が私たちの大きな問題になって、だから皆様に訴えるだけではなくて、自分たちの問題としてずっと運動を続けてきたように思います。

にとつてあるいは世界にとつて語ることが意味があるといったときに、初めて口を開いて語るわけですね。その意味を見つめるのに随分かつたと思うのです。それが今、世界の人たちと核兵器廃絶をしなければいけないという運動に、被爆者が被爆者の側から、私たちの言葉、核兵器廃絶一般ではなくて、やはりあの広島、長崎を繰り返してはならない、あの地獄を繰り返してはならない、そして私たちが苦しんだような被爆者をつくってはならないということが、内側からの皆さんへの乗り出しになってきたと言えらると思います。

以上です。

○岩佐委員 被爆者の皆さんが原爆被害者調査を行われました。これは、国が原爆被害を我慢をし、こつこつと我慢を言った、これに対して、本当に人間にとつて我慢できるものだったかどうかということを実感で明らかにしようという、そういうことからこの調査に取り組まれたというふうに伺っています。

この調査について、田川参考人から、その中身のなものについて、原爆による死と生とはどういうものだったんだとかいうこともあると思いますけれども、何かあればお話をいただけたらというふうに思います。

○田川参考人 私が下手に説明するより、これは日本被団協が取り組んだ、組織的にも日本被団協の調査でございす。もちろん東京もその一つの組織ですからやったわけですから、全体的総括という視点からは伊東参考人の方が適切だと思いますので、あえて譲りたいと思います。

○伊東参考人 実は、私は政府の調査委員でもございまして、また被爆者の方の調査の委員長でもありまして、そういう意味で今、田川参考人はそういうふうにおっしゃったんだらうと思えますけれども、やはりやってみて驚いたことは、一番最初の一ページの四グラフを見ていただきたのですが、原爆が殺したの是非戦闘員というふうによく言われるのですけれども、このくらい我々の調査によると年寄りや子供と女性が死んで

いるのです。これは死没者の内容ですよ。だから先ほど、こつこつと人たちは普通の戦争であれば、今まで昔の戦争であれば死ななかつた人たちが殺されてしまっているということについて、本来、これは特攻隊に行く人たちだつてそうだと僕は思いますが、自分はいくつかの人たちを守るためにいったんだと思ふけれども、にもかかわらずこつこつと人たちが殺されて、それに対して国が何もしないというのはやはりどう考えたっておかしいというこれは証拠みたいなグラフでございまして、そういうこともちよつと見ていただきたい。

それから、被爆者の死というのは、死んでしまえば一般戦争と同じではないかと皆さんおっしゃいますけれども、これをずっと見ていただければわかりますけれども、いろいろなことがございす。一つは、かなり遅くなってから、相当おくれからでもやはり死は襲ってくるという問題というのは、一般戦争の中にはない。それは放射能の問題との関連があるわけですから、国の方も押さえていらつしやいますけれども、そういう問題もございす。

それから、三ページ目等につきましては、単に体だけがだめにされたのではない、生活の上においても精神的にも本当に人間崩壊に追い込まれていったという状況がこのグラフの中には実は出ているのです。例えば三ページ目の「被爆したために辛かつたこと」では、「健康にいつも不安」というのが一番多いです。これは、いつ白痴病が起きるかかわらない、いつがんになるかわからないという思いを、五十年間も続けてそういう不安を持ち続けた人間というものを、先生方ひとつ想像して見ていただきたいと思うのです。それに対して国は何もやらなくいいのか。あなた自身が実際に悪くなつていないんだからいいじゃないですか、今の法律はそうですよ。それでいいんですかというところが被爆者年金の問題なんか結実していくという、そういうことなのであります。

だからそういう意味では、この調査を読めばそれなりにやはり意味がありますけれども、きょう

は時間がないので、このぐらゐにしておきたいと思ひます。

○岩佐委員 生存されておられる被爆者が高齢化されて、とりわけ広島、長崎以外の、東京とか大阪とか、そういうところにお住まいの被爆者の方々はまた違った意味で大変苦しんでおられるということを知つておられますけれども、田川参考人、そういう方の声、またどうしたらいいのかということについて、お考えがあれば伺いたいと思ひます。

○田川参考人 広島、長崎の被爆者はまた現実としてのやはり別の苦しみがあると思ひますけれども、今おっしゃった、つまり、例えば東京という大変な大きな都市に被爆者が住む場合、一つの被爆者のおばあちゃん、岡山から送つてきたジャガイモをお隣にお配りした。そうしたら、ありがとうと言いながらその隣の人は、このジャガイモ食べてもいいのかしら、原爆がうつりやしないかと言われたというエピソードがあるわけですね。それくらい逆に言えば孤立して、原爆の情報も皆さんに知られていないから、悪意なくてもそういう言葉が耳に入つてしまふ。大変なショックなんです。それは、そういう大都会の中で孤立する被爆者の深刻さというのとはまた別に、他府県に散つて、しかもたくさん被爆者が周囲にいないところでは、別の苦しみがあるというように思ひます。

それから、逆に東京に住んでいても、広島、長崎がやはり、これは浅い意味で申し上げるのですが、うらやましいななんと言ふのは、孤老になつていつて病院に運んでもらいたいのだけれども、老人ホームなんというのは被爆者に特別恩恵はありませんから大変厳しい。それで、いろいろなケースがあるのですが、病院をたらい回しにされる方だとか。それは広島、長崎は、さすがに多いですから、だからといってそつちが楽だとは思ひませんけれども、しかし多いですから、被爆者の老人ホームがちゃんとあるとか、そういう意味ではや

はり全国的に、それはお金がかかる問題もあるのですが、お金がかからなくても、周りの人たちが手を少しずつ出して一緒に温かい人間関係ができるようなことがあればなという事は、被爆者団体の役員の人として御理解いただきたいと思います。

○岩佐委員 どうも本日はありがとうございます。終わります。

○岩垂委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々におかれましては、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時一分開議

○岩垂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩浅嘉仁君。

○岩浅委員 改革の岩浅でございます。どうぞよろしくお願いたします。

午前中は参考人陳述でございまして、大変貴重な御意見、御提言を承りました。

まず、井出厚生大臣に、御承知のとおり来年で戦後五十年、一つの大きな区切りの年であります。その中で被爆者問題、原爆問題ですね、このことについて基本的などういう厚生大臣としての御認識をお持ちなのか、冒頭伺いたしておきたいと思っております。

○井出國務大臣 午前中御苦勞さまでございました。私は、実はWTOの方の委員会に出席しておったものですから、詳しくはお聞きできないで残念なのですが、先ほど昼休みに政府委員室の事務の方からお聞きをいたしまして、先生方の御熱

心な姿勢に敬意を表する次第であります。

戦後五十年、もう五十年かという思いもありますが、いろいろな問題がまだ解決できていないというようなことを考えますときに、まだなのかなといった思いも実はあります。しかし、まさに今先生がおっしゃったような全く区切りのいい五十年でございまして、これでできるだけ戦後の処理をきちっとできるものはおくということと、改めてあの戦争、我々戦争をよく知らない世代が大部分ふえてきているわけでございまして、もう一度思いを寄せて、二度とあんな悲惨な方たちの状況が日本に出ないようにみんなで誓い合う必要があるのじゃないかな、こんなふうに考えております。

○岩浅委員 その中で、私が伺っておるのは、原爆についても少し踏み込んだ時代認識なり御決意のほどを、私見で結構ですから、もし何かございましたら。

○井出國務大臣 広島、長崎の原爆被害は、原爆の熱線あるいは爆風、放射線により広範な地域で多数の人命が奪われ、健康上の障害をもたらすといった悲惨な事象であり、健康上の障害に加えて白血病やあるいは甲状腺がん等の晩発障害があるなど、一般戦災による被害に比べ、また際立った特殊性を持った被害であると考えております。

こうしたほかの戦争被害と異なる原爆放射能による被害の特殊性にかんがみ、これまで原爆二法というものがあつたわけでございますが、この際、五十年という時期なものですから、さらにそれを進めて、きちっとした形で法律的にも位置づけなくちゃいかぬじゃないかな、こんなふうに思っております。

○岩浅委員 ありがとうございます。細かい問題は後に譲るといたしまして、まず基本的な問題でございまして、今回の政府案につきましても、民間、被爆者団体とかあるのはこの問題に最も公党として熱心に取り組んでこられた日本社会党さんの当初求めた内容とは大きく

異なっておりますという指摘もあるわけでござい

ます。政府案の前文では、国の戦争へのかわりは一

切触れられず、国の責任で、特殊な被害を受けた被爆者に援護対策を講じる、ある意味では責任論抜きで決意表明をした、こういうふうにも解釈されるんですが、このことによつて、被爆者の心情とかあるいはその理念よりも連立政権の与党内の合意を得るといふ政治的妥協が優先された、こういう指摘も確かにあるわけですが、こういう指摘に対して厚生大臣はどのように反論されますか。

○井出國務大臣 今回の政府案についてでございますが、連立与党三党におきまして真摯で責任ある御議論を積み重ねられた末の合意を受けて作成されたものでございまして、その内容は被爆者対策の前進を図るものでありまして、私は現状で考え得る最善のものである、こう考えておるところであります。

政府案に「国の責任」と規定したわけでござい

ますが、これは今回の新法、先ほど申し上げましたように被爆後五十年のときを迎えるに当たりまして、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえて、現行の被爆者対策を一層充実発展させ、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策を講じるものであります。新法において「国の責任において」という表現を特に盛り込んだゆえんもその辺にあることを御理解いただきたいと思

います。

○岩浅委員 この国の責任という問題は、先般の委員会でもそれぞれの先生がお触れになりましたが、きょうも午前中の参考人の意見陳述の中でもお話があつたんですが、簡潔に伺っておきたいんです。私は午前中の参考人の方々に伺ったんですが、国の責任の対象を今回、被爆者に限定する原則を打ち立てたと言ふことがでると思うんですが、このことが今後政府で検討するさまざまな戦後処理問題について政府の責任を極めて限定して解釈する原則になりつつあるのではない

か。将来、振り返ればあのときにあの法律の中で

この言葉がどういふふうな、そういうふうな形になる可能性も指摘をされるわけなんです。こういう考え方というのは、厚生大臣、どう思われますか。

○井出國務大臣 戦後処理問題全体については、私も厚生省だけの所管ではございません。したがって、私個人の所見を申し上げるわけではございませんが、今回の政府案における「国の責任」というのは、原爆放射能に起因する健康被害が、先ほど申し上げましたようにほかの戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみまして、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確化するとともに、被爆者の方々の実情に即した総合的な施策を講ずるといふ国の姿勢をこの法律、新しい法律全体を通ずる基本原則として明らかにするといふ観点で盛り込んだものと考えます。したがって、ほかの戦後処理問題との関連ということではなくて、政府案の「国の責任」は、原爆放射能による被害の特殊性に照らして被爆者対策の基本的な考え方を明らかにしたものである、こう考えておるところであります。

○岩浅委員 原爆問題に限っての国の責任、こういうふうな理解をしている、こういうことでござい

ますね。先ほど、ちよつと参議院の決算委員会の会議録を讀ませていただいたんですが、これは質問でないのですけれども、冬柴先生にちよつとお見せいただきまして村山総理の答弁が、法律的にこの原爆問題についてちよつとおかしい部分が実は専門家の法律家から見るとございまして、責任者がそういう間違つた御答弁をされておるといふふうなことを私、今拝見しまして、大変残念であり、また深刻な問題であると思ひます。これはまた後ほど、この委員会の議論ではございせんので、披露だけしておきます。

それで、この政府案が提出されましたときに、社会保障制度審議会の答申を見ますと、今回の諮問案を「おおむね了承するが」と、こういうふうな文言が記されておるわけですが、この「おおむ

ねて承する」という内容、議論の中身、どういふことをもってこういう表現になったのかと認識されておられますか。

○井出国務大臣 社会保障制度審議会において、本案につき、今委員御指摘のような「おおむね了承する」との答申をいただいたところでござい

ますが、保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策の実施と本法案の内容について、一定の理解、評価をいただいたものと考えております。なお、答申において、あわせて「政府は、原子爆弾被害の実態についての調査研究等に一層努力されたい」という御指摘もいただいております。したがって、これについては、来年度に予定しております原爆被害者実態調査等を実施する際の課題として適切に対処してまいりたい、こう考えております。

○岩浅委員 今、来年度原爆の実態調査をなされるということですが、この内容です。過去三回やられておりますけれども、設問の内容とか調査の仕方とか、今度はかなり知恵を絞った中身の厚いものにしなければいけないと思うのですが、そういう具体的な考え方についてお示しいただきたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 平成七年度の概算要求の中で、原爆被害者の実態調査を行う費用を要求をいたしております。

具体的調査項目につきましては、これまで昭和四十年、それから五十年、六十年と実施をしましてまいっておりますので、そういったような調査も参考にながら、被爆者の方々の世帯あるいは所得等の生活状況、それから医療や体の状況等の健康状況等の項目に加えて、今後どういう具体的な調査項目を来年度の調査でやっていくかというところについては、関係者の御意見も伺いながら、具体的な項目はこれから検討してまいりたいと考えております。

○岩浅委員 個別の問題に移っていきなさいのですけれども、先般の議論の中で、福祉事業について余り質疑がされておりましたので、ちょっと踏

み込んでお伺いしたいと思ひます。

従来予算措置として行ってきた各種の福祉事業を今回は法定化をされた。これも一つの政府案の特徴であると思ひますが、法定化された理由について、まずお伺いしたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 今お話ししましたように、今回提案をさせていただいております新法におきましては、現行の原爆二法を一本化するということとともに、従来別々に行ってきた健康診断、医療、手当等の各種施策を援護の施策として総合的に実施をすることにいたしております。

従来、手当という金銭給付にとどまっていたりしました福祉施策につきましては、被爆者の高齢化の状況等を踏まえまして、国の責任において総合的な対策を行うという観点から、具体的なサービスを提供する福祉事業面の施策を新たに法律に位置づけることといたしまして、あわせてこうした事業に対します補助規定をこの法律の中に設けたということでございます。具体的な事業は、相談事業あるいは居宅生活支援事業、養護事業等を考えております。

○岩浅委員 参考までにお伺いしたいのですが、高齢化されておられるということでございますけれども、今現在の被爆者の平均年齢というのはお幾つになるわけでございますか。

○谷(修)政府委員 平成五年三月末で広島、長崎に在住されております被爆者の平均年齢は約六十五歳と承知しております。

○岩浅委員 午前中の参考人の方々も、やはりこの点も御指摘がございました。

具体的な事業の内容でありますけれども、まず相談事業、これは現在、ある程度の都道府県でやられておると伺っておりますけれども、どういふところで今実施されておられますか。

○谷(修)政府委員 現在相談事業を実施しておりますのは被爆者数の比較的多い都道府県ということで、具体的には、平成六年度で申しますと、広島県、それから広島市、長崎県、長崎市、それ以外に東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、福岡

県の十都府県市でございます。

○岩浅委員 では、これを契機に今後全都道府県でこの相談事業、非常にデリケートな問題があると思ひます、当事者にとっては。なかなか人様には相談できない。やはり公の機関、こういうものできめ細かい相談を受ける、こういうことがますます必要になってくると思うのですが、今後、全都道府県でこの相談事業を実施する計画があるのか、具体的に考えておられるかどうか。

○谷(修)政府委員 従来は、ただいま申しましたように、被爆者が五千人以上おられる都道府県というふうなことでやってまいりましたわけでございますが、その結果、現在先ほど申した十都府県市でございまして、来年度これを全都道府県に拡大をするというところで、私も予算の要求をしております。

○岩浅委員 大切な事業でございますから、全国に対象者はおいになるわけでございますから、きめの細かい配慮をしていただきたいと思ひます。

それから居宅生活支援事業、これについては具体的にどのような福祉サービスを考えておられるか。今後またさらに充実をしなければいけないと私は思ひますけれども、厚生省の基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 居宅生活支援事業の内容でございますが、これはいわゆる在宅福祉サービスというふうな考え方に入りますけれども、具体的に、被爆者の家庭をホームヘルパーが訪問して、介護ですとかあるいは家事等を行います。居宅介護等の事業。それから、養護ホームなどで、通所していただきました被爆者の方に対して、日常生活訓練ですとかあるいは健康チェック、それから入浴、給食等のサービスを提供いたします。いわゆるデイサービス事業。それから、被爆者の介護を行っていただける家族の方が、一時的に病気になられるとかあるいは何らかの形で短期間お世話できないといったような場合に、被爆者の方を養護ホームに入所させて世話をを行うというふうなこ

とで、いわゆるショートステイ事業といったようなことを現在考えておられるわけでございます。今お話ししましたように、被爆者の方の高齢化が進んでくるということでございますから、こういったような対策についてはさらに充実を図っていく必要があるというところは考えております。

○岩浅委員 これは一歩前進であろうと評価をいたしたいと思ひます。

施行期日が平成七年の七月一日からと、こうなっておりますが、施行までの準備作業というのはいろいろあると思ひます。当然、この日までに間に合わすように、そして来年の八月までにこれを施行するということがどうも思ひますが、事務的な準備作業、これは膨大なものがあるのではないかと思ひますが、心配ございせんか。どういふ内容があるか、そしてスケジュールは大丈夫なのか。

○谷(修)政府委員 現在提案をしております新法につきましては、施行期日を七月一日ということにしていただくわけですが、これは、被爆後五十年のときを迎えるに当たって、この法案の趣旨を考えれば、やはり原爆投下から五十年目を迎える来年の八月六日あるいは八月九日には、新法に基づく施策が実施に移されていく必要があるというふうなことから、七月一日としたわけでございます。

事務的な準備でございますけれども、一番中心になりますのは広島市、長崎市でございますけれども、現在提案をさせていただいております特別養給付金については、過去の被爆の事実をさかのぼって確認をするという、そういったような事務を行う必要がございます。広島市及び長崎市を中心とした実施体制の整備が必要である。で、公布から施行まで半年程度の準備期間がどういふ必要だということが一つございまして、

具体的な準備事務をいたしまして、現在私どもが考えておりますのは、広島市及び長崎市において、死没者に関する他の都道府県からの照会に応じるための、何といひますか、データシステムと

いうものがないといけない。また、死没者名簿に登載されております約三十万人を超えます死没者名をコンピュータに入力した上でのデータベースの整備ですとか、それから、特別葬祭給付金の支給対象者となります三十三万人余りの全国の現在生存されている被爆者に対する周知徹底と申しますか、広報。また、都道府県あるいは市におきます実施体制の整備。具体的には、必要な予算の確保あるいは人員の確保といったようなことが必要になってくるというふうに考えております。

○岩浅委員　わかりました。

それから、実際に被爆者、私の地元、徳島県はそう多くないのですが、伺いますと、健康管理手当これについて、今度は所得制限の撤廃とかいろいろクリアできる問題があるそうなのですが、申請が非常に煩雑である、複雑である。特に、今お話しございました、対象者が高齢化しておって、非常に難しい流れになっておる。また、医者も診断書を書くのにおっくうがる。二十分も三十分も時間がかかる。特に国公立の病院では非常に冷たいんだ、こういうふうな指摘があるわけなのですけれど、も、厚生省、どうお考えでございますか。

○谷(修)政府委員 御承知のように、健康管理手当てと申しますのは、特定の障害を伴う疾病を有する方に対しまして支給されるということでございまして、申請者の方の障害の状況というものを的確に把握して、それを審査をする必要があるということ、医療機関からの診断書を求めているわけでございますけれども、私ども、この診断書の取得が特に煩雑なものだということには思っておりません。ただ、今お話ございましたように、仮に国公立でそういうことを嫌がるというようなことがあれば、これは大変問題でございしますので、今回、新法が施行されるというような状況になれば、改めてそういったようなこと、関係者の御理解を得るように努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、先生もお触れになりましたように、所得税の税額の証明につきましては今回撤廃をする

いうことになりましたので、この点に關しましては、申請者の方の負担は軽減されるのではないかと、というふうに考えております。

○岩浅委員 私は、これは実際に被爆者の方からお伺いをした声を今代弁をさせていただいたのですね。厚生省が本当にこの問題について前向きに取り組むというのであれば、今、谷さんおっしゃいましたけれども、今後、被爆者の立場に立った積極的な指導というものがやはり必要ではないか。これは特に御注文を申し上げておきたいと思えます。

私、これは聞く予定でなかったのですが、もう議論が出たと思うのですけれども、午前中の議論で、特別葬祭給付金が遺族に支給される。それも対象者自身も被爆者である。そうでない遺族との格差、あるいはお互いの心の葛藤といえますか、あつれきというものがどうしても心配されるわけですが、厚生大臣としては、どうお考えですか。

○井出国務大臣　実は、この御指摘は先日、委員会でもちょうだいたところでございます。

今回の特別葬祭給付金は、被爆後五十年のときを迎えるに当たりまして、死没者の方々の苦難をともに経験した御遺族であつて、御自身も被爆者として、いわば二重の特別の犠牲を払ってきた方々に対し、生存被爆者対策の一環として、国による特別の関心を表明し、生存被爆者の精神的な苦悩

を幾分でも和らげられたらという趣旨で設けたものでございます。したがいまして、こうした観点から、支給対象者を被爆者健康手帳を所持している生存被爆者と、限定といいたしうか、したものでございます。

そうじゃない方にまでやれないかなということも、与党の五十年問題プロジェクトでも論議はあったようでございますし、私どもも考えなかつた

たわけではございませんが、そうなりますと、いろいろなまた難しい問題、例えば戦争責任の問題とか、あるいは一般戦災者との整合性の問題等がございましたものですから、やはりこのところが

今考えられるぎりぎりのところかなという考え方でございます。

したが、いまして、それから漏れてしまった皆さ
ん方、死没者や御遺族の方々に對しては、原爆死
没者慰靈施設の設置など平和を祈念するための事
業を実施することによりまして、国としてそのと
ういふ犠牲を銘記し、追悼の意を表し、あわせて
また、再びこういう過ちを国として起こさないよ
うにということをもみんなで誓ひ合つていきたいと
考えているところであります。

○岩淺委員 これは平行線でございますけれども、やはり日本の今までの美徳というのは、家族制度、家庭制度、特に強いものがあつたと思うのですね。それで、肉体的な痛み、心の痛み、被爆を負つて、その方を介護したり一緒に生活する、同じ心の痛みを共有してきた、こういうのが家族であり兄弟であるということになろうかと私は思います。やはり、そういうものをどう重要視するか、こういう

う考え方にかかってきておると私は思います。
ノーモア・ヒロシマという言葉がございますけれども、二度と広島を繰り返してはならないと。アメリカは、開戦のあのパールハーバーで、リメンバー・パールハーバーと、パールハーバーを忘れるなど、思い出せと。ノーモア・ヒロシマとリメンバー・パールハーバー。これは、ノーモア・ヒロシマというと、どちらかといえば受け身の言葉

であります。リメンバー・パールハーバーとい
ますと、能動的な言葉ですよ。私は、まさにこ
れ、日本政府が、五十年、来年、リメンバー・ヒロ
シマ、リメンバー・ナガサキというぐらゐの気持
ちを持っていいのではないか、そのぐらゐ強い意
思を、そういうふうに思いますけれども、最後に、
どうでしょうか。

○井出国務大臣　もう悲惨なつらいことを忘れて

しまいたいという意味のノーモア・ヒロシマであってはいけないと思います。やはりああいうことを我々を含めて人類が生ぜしめたということはいつまでも忘れてはならないことだと思ひまして、そういう意味では、いい意味でのリメン

バー・ヒロシマ、リメンバー！ナガサキは私も賛成
でございます。

○岩浅委員　ありがとうございます。
○岩垂委員長　榊屋敬悟君。
○榊屋委員　会派改革の榊屋敬悟でございます。
よろしくお願いをいたします。
私は、時間もそんなにございませんから、今回の問題、昨日も私、広島で被爆者の方々、いろいろな方々とお会いしてまいりました。そうした方々の声を改めて代弁する気持ちで、ポイントを絞り

込みまして、例の国の責任あるいは国家補償の配慮、この部分と、それから、新たな差別を生むというふうに今言われております例の特別葬祭給付金、この問題に絞りまして質疑をさせていただきます。

最初にお話をお伺いしたいのですが、いずれにしても今回の被爆者援護法の制定、昨日も被爆者の方にお会いしまして、本当に長い国会の歴史の

中で、それこそ昭和四十九年から今まで何度となく法案が出てきたわけでございますが、実に二十年ぐらゐの歳月をかけているわけでございまして、いずれも審議未了、撤回、廃案ということでございます。いかに今までの壁が厚かったか、あえて申し上げれば自民党の壁が厚かったかというふうに私は思っておるわけでございます。

昨年の八月、三十数年ぶりに政権交代が行われ

て細川政權が誕生いたしました。政治改革に政治生命をかながらいろいろな取り組みをしまいいりました。その際、新党さきがけも、武村さんが官房長官で政權を支えておられたわけでございます。新政權が取り組むべき山積みする内外の問題、たくさんございました。その中で、この被爆者援護法もその一つであったわけでございます。私たちも、何としてもこの問題は避けて通れないとい

うことで、大臣もそのときには何度が政策幹事会で私もお顔を合わせましたけれども、この問題に取り組もうということで、旧連立与党、さがけさんも入られて、ずっとプロジェクトチーム、ぜひ次の国会で法案をつくらうということで取り組

んだわけでございます。

いろいろなことがございましたが、その結果、私どもは、改革案を出しております大綱、まとめ上げたものを今回法案として出したわけでございます。少なくとも本年四月まで十回ぐらい、改革も入っておられた中で議論してきたことを私どもは改革案としてまとめ、こういう思いでいるわけであります。

そうしたことで、最初に大臣にお伺いしたいのですが、今回の私どもの改革案をどのように評価されておられるのか、さきがけの一員としてお話を伺いたい、このように思っています。評価をお願いいたします。

○井出国務大臣 今、榊屋委員御指摘のように、私も昨年の夏以来、旧連立の一員として、この被爆者援護法プロジェクトチームに私どもさきがけも仲間に加わって検討してまいりました。当時から、私どもの考え、あるいは自民党から新しく出てこられた新生党の皆さん、それから従来長い間、二十年ですか、この間社会党の田口先生も感慨深げにおっしゃっておられました。社会党さん、これまた御熱心だった公明党さん等々、いろいろな今までの経緯を持たれた各党のあれがあったものですから、なかなか結論が出ないでございました。その間私どもは、残念ながらといましようか、連立から距離を置くようになりまして、今度の改革の方としておまとめになられた案がまとまったときには、実はさきがけはちよっと距離を置いてしまっておったという経緯はございます。

それはそれといたしまして、今回改革が御提出になられたこの被爆者援護法案でございますが、私ども今御審議いただいております政府案とは、大きく言って二つ異なるものがあるのじゃないかなと認識しております。一つは、前文に「国家補償的配慮」の文言が盛り込まれてあることであります。もう一つが、特別給付金を昭和四十四年以前の死没者の遺族全体に給付せよ、こういうことだと思ひます。

これらの点については、私どももそれぞれ、さ

きがけの中でも議論しましたし、新しい連立の三党の五十年問題プロジェクトチームでも議論がなされたというところであります。「国家補償的配慮」の文言につきましましては、国の戦争責任を意味するものと受け取れる可能性が強いこと、また、すべての遺族に給付を行うことは、実質的には弔慰金の支給でございまして、一般戦災者との均衡をどうしても欠いてしまふ、こういった問題点があるのじゃないかな、こう認識しております。

○榊屋委員 ありがとうございます。状況に変化がなければぜひ一緒にやりたかったわけでございますが、今大臣も言われた二点、そこがまさに今回大きな問題点であろうと思ひます。今大臣が言われました、前文に、政府案の前文でございすが、「国の責任において」というもの、それから改革案の「国家補償的配慮」、まさにこの二つの問題になるわけでございます。

最初に確認をしておきたいと思ひますが、改革の冬柴先生に、基本的なことと恐縮なのですが、「国家補償的配慮」というふうに使われたその背景といひますか、これはまさに例の最高裁の判決、さらには基本懇の整理された論点をそのまま踏襲されたのではないかと、このように私は考えておりますが、その点を最初に確認させていただきたいと思ひます。

○冬柴議員 今委員が御指摘になりましたように、最高裁判所は五十三年の最高裁判所の判決、それから五十五年の基本懇の報告書、その中に明確に「国家補償」という言葉が使われております。「国家補償的配慮が制度の根底にある」というのは最高裁判所の指摘でもあります。また、見過ごしてならないのは、昭和五十六年に当時の園田厚生大臣は、この基本懇を受けて、今後は広い意味における国家補償の見地に立つてこの被爆者の援護活動は行っていくということ国会で答弁しておられるわけでありまして、このような三つの有権的な判断、そういうものを我々は総合考慮いたしまして、今回の被爆五十年に当たるこの時期にこのような総合的な立法を行う基本理念は、ここに示

された国家補償というものを根底に据えたものでなければならぬ、こういうような認識のもとに我々の案はなっているわけでございます。

○榊屋委員 ありがとうございます。まさに被爆者対策の基本理念の問題であるわけでござい

大臣にお伺いしますが、今の政府案でございすが、この政府案の前文、まさにここが被爆者対策の基本理念の部分ではなからうかというふうに私どもは理解をしております。「国の責任において」という表現をされておりますが、今冬柴先生からも御指摘がありました最高裁の判決、さらには基本懇、そして先ほどの五十六年の園田厚生大臣の発言、そうしたものと今回のこの政府案、被爆者対策の基本理念ということではどういう整理になっているのか、その点を確認させていただきたいと思ひます。

○井出国務大臣 お答えします。

まず、今回の法案に「国の責任」という文言を入れた理由でございすが、今回の新法は、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の被爆者対策を一層充実発展させ、保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を講じようとしたものでございまして、新法において「国の責任において」という表現を盛り込むのは、こうした制定の趣旨を踏まえて、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確にし、原爆放射能という、ほかの戦争被害とは異なる特殊な被害に関し、被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずるといふ国の姿勢を新法全体を通ずる基本原則として明らかにしたものでございます。そして、この表現を用いましたのは今申し上げましたような理由でございまして、その意味ではいわゆる基本懇報告書が示した考え方に沿ったものであると考えております。

また、特別葬祭給付金の支給についても、生存被爆者対策の一環として支給する性格のものであつて、弔慰金ではないということ。もう一つ、給

付内容についても、ほかの戦争被害者との関係を考慮し、社会的公正という点から見て問題のない範囲のものと考えられます。といったこと等から、基本懇の報告書の考え方を要するものではない、こう認識をしております。

○榊屋委員 今の大臣の発言の中で、今回のこの政府案前文に書かれた「国の責任において」というのは、基本懇の姿勢から何ら変わるものではないということ、そういう答弁があったわけでございすが、重ねて私は、まさに今国民はどういう、特に被爆者はどういう思いで今回の私どもの審議を聞いているか。「国の責任において」という表現と私どもの改革案「国家補償的配慮」、この二つは、端的に申し上げまして政府案では基本懇のこの精神すら後退しているのではないかと、基本懇の精神、基本懇の理解から一歩下がっているのではないかと、こういう指摘が、実は昨日も私、随分言われたわけでございます。そうではないかということ、この「国の責任において」ということは、まさに基本懇の「広い意味における国家補償の見地に立つて」ということと全く同じなんだということなのかどうか、その辺をちよっともう一回確認をさせていただきたいと思ひます。

これは大臣、全く同じような表現ではあります。被爆者にとつては最も大事な部分でございまして、単なる社会保障なのか、社会保障からさらに一歩進んだ国家補償的な配慮というものの、そのちよっとした違いが被爆者の一番大きな関心事でございまして、長い間の今までの思いをやはり今寄せているわけでございまして、その辺の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 今先生お触れになりましたように、基本懇におきますこの意見というのは、広い意味の国家補償の見地に立つて被害の実態に即応した対策を講ずべきだということを言われているわけでございまして、ただその中で、「広い意味における国家補償の見地」ということについて、考え方がある述べているというところでございします。その限りにおいて、私どもは、この昭和五十

五年の基本懇の答申というものに沿った対策は従来からやってきたというふうに考えておりますが、今回の法律の中では、広い意味での国家補償の見地という言葉はもちろんでないわけですが、国に責任において被爆者対策を総合的に実施をするということ述べているわけでございます。

考え方として、この基本懇の答申といいますが意見書に沿った全体の被爆者対策というのは従来からやってきたつもりでございますけれども、法律の中に国家補償という言葉を書くかどうかという点については、先ほど大臣からお話がありましたように、与党のプロジェクトの中でもいろいろ議論があったということでございます。結果的にはこれは書かないということ意見の一致が見られたわけでございますので、広い意味での国家補償の見地ないしは基本懇が言っている考え方そのものについて、別に私もはたしてこれを否定するものではございませんけれども、この法律そのものの中に国家補償という言葉は使わなかったということでございます。

〇榊屋委員 法律というものはやはり国民に非常にわかりやすいものでなくてはならないと私は思っております。後ほどの問題にも触れたいと思うのですが、改革案の「国家補償的配慮」、まさに今回の論議は、「国の責任において」という表現とそれから「国家補償的配慮」、私どもの改革案、これがまさに対比に今なっているわけでございますが、今、谷局長からお話がありましたように、基本懇から全く変わるものではないという御回答をされたわけでございますが、そうした政府の姿勢であれば、改革案の国家補償的配慮ということも、私は、法律としては用いても何ら問題ではないのではないかと、こういうふうに思っています。この前の先週の問題では、それを使えば一般戦災者との問題ということ盛んに言われますけれども、大臣、もう今回のこの問題は国民みんながわかっていてございまして、戦後五十年の問題をずっと議論してきて国民全体が被爆者の

特別の被害というものはよく理解をされているわけであり、なおかつ、前文にこれだけの内容を盛り込まれて法の性格づけを明確にされているのであれば、午前中の審議でも明確にございましてけれども、もう少し言葉を大事にしたい。明年五十年を迎えるのときに当たって、やはりいまま一つ突っ込んだ国家補償という言葉、そのまじやなくても、私も、もちろん改革案も全然基本懇から、先ほど冬柴先生が御回答になりましたように何ら変わるわけではないわけでございます。私は、国民の理解はいたしたく、このように思っております。

重ねてお伺いしますが、「国家補償的配慮」というものを五十年を前に使っていくということがどうしてできないのか、もう一度大臣の御回答をお願いしたいと思います。

〇井出国務大臣 「国家補償的配慮」と改革案の方には明記されているわけでございますが、これはやはり「国家補償的配慮」となりまして、国家補償とどうも理解されるおそれというまいしょうか、可能性が高くないのかと私も思っています。

それで、国家補償という言葉は、まだ定義が確立していないと思えます。この言葉の中には、先ほど来ちょっと申し上げましたが、不法行為に基づく損害賠償という意味もまた考えられる可能性も強いといったような意味では、やはり言葉は逆に大切にしないかならぬということもありません。あえてそれを避けて「国の責任」とさせていたというふうに御理解いただきたいと思います。

〇榊屋委員 時間もありませんからこの問題はこれぐらいにしますが、先ほどの、さきさきさんと一緒に検討してきたという背景からしますと、どうか大臣にも私どものこの気持ちを、あるいは被爆者の気持ちをぜひ参酌をいただきたいというふうに思っています。

それから、昨日私、被爆者とお話をしている、まさに今回のこの政府案、二つの新たな差別をまた

この被爆者の世界に持ち込むことになる、こういう切実なお話を伺ったわけでございます。

先ほど岩波議員の質疑でもございましたけれども、一つは、特別葬祭給付金、これを被爆者に限って出そうという、支給をしようという、こういう構成になっているわけでございますが、その理由、先週も厚生省の方から大分お答えがございましたが、あくまでも生存被爆者対策なんだ。遺族となった苦しみ、さらには被爆者としての苦しみ、この二重の苦しみに対して支給をする。ただ、そういうことをやるとして原爆死没者のどうという犠牲を銘記する、こういう非常にこれもわかりにくい構成、措置ではないかというふうに私は思っているのですが、当然ながら一つは、学童疎開等の方々の差別が出てくるというこの問題、これは先ほど、何とかしたかった、こういうお話がありました。

何とかしたかったというお話がございましたが、もう一点、私はぜひもう一つの新しい差別として、四十四年四月一日以降で、大臣、これは大事な問題なんです、もう一回確認しますが、二重の苦しみに対して支給をする、こういうことですね。そうしますと、じゃ、もつと言いますと四十四年四月一日以降、例えば四十四年四月二日あるいは四月三日、四月四日に亡くなった死没者、その遺族、僕は二重の苦しみを持っておられる方がいらつしやと思うのです。そういう方々に対してどういうふうに説明をされますか。もう既に終わっているからいいんだということなんでしょ。か。その点をお願いいたします。

〇井出国務大臣 前半の特別葬祭給付金につきましては、再三申し上げておりますから、委員既にこういう答弁があったけれどもということで、私どもの言わんとすることは同じだということにうなづいて御認識のようでございますから、ここでは触れません。

昭和四十四年四月一日以降に亡くなった方の遺族にも払うべきではないか、こういう御指摘だったと思います。昭和四十四年四月一日とい

と、現行の葬祭料が既に支給された被爆者についてでございます。その生前にある程度充実した国の施策の対象となっていたものと考えられますことから、被爆者であつて葬祭料制度の適用対象となる前に死亡した方の遺族に支給対象を限ったものでありまして、これをもって不公平な扱いになるとは考えていないところであります。

何といましようか、改革の方案も、私の承知しておるところ、これについては支給は対象外になっていたと認識しておるのですが、その点どうでしょうか。

〇榊屋委員 大臣からの逆の御質問もいただきましたけれども、私も改革案は、そうした差別をつくつてはいけません、こういう観点で、時間もないのであれですが、そういう差別をつくつてはいけませんというところで、一貫した今までの葬祭料と同じ扱いをしようというふうになっているわけでございます。

大臣もう一回、ちょっと確認ですが、四十四年四月一日以降の、ここで線が切られるわけでございますが、当然、今回の政府案の特別葬祭給付金ですか、これは現行の葬祭料と全く違う新たな要素として、違つ性格のもの、内容を見ても支給対象者を見ても全然違つてございまして、政府案では、配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹までいくわけですね。そうしますと、これがあくまでも生存被爆者対策、こういう位置づけなんではないかと、それをもって「尊い犠牲を銘記する」、こういう目的になつておるわけですね、特別葬祭料を出して。そうしますと、まさに四十四年三月三十一日を境に国のとうとう犠牲の銘記の仕方が異なってくるということになるのではないのでしょうか。

もう既に四十四年四月一日以降は処理されているんだ、制度があつたんだというふうに御説明ありましたが、その時点でも、その時点で考えれば、この新しい制度を導入することによってとうとう犠牲の銘記の仕方が変わってくる。そんなものを被爆者は非常に耐えられない思いで見ているわけでございます。そこをどうお尋ねしているわけ

ごさいいます。

○谷(修)政府委員 現行の昭和四十四年以降の葬祭料、それから今、新法の中で提案をさせていただいております特別葬祭給付金との関係でござい

ます。これは先ほど来大臣からお話しさせていただいておりますように、生存被爆者対策の一環、そういう制度の枠組みの中でやるという考え方が基本でございまして、現行の葬祭料につきましても、御承知のように、その当時、被爆者が日ごろから抱いておられる死に関する不安感など特別の精神的な不安を和らげるために、死と密接に関係する葬祭という行為に着目をして創設をされた制度でございまして、広い意味での生存被爆者対策という一環の中に、この葬祭料を支給するという制度も位置づけられていたわけでございまして。現在もそういうふうな位置づけられているわけでござい

ます。今回の新法の中での特別葬祭給付金ということにつきましても、これは先ほど大臣も申しましたように、いわゆる二重の特別の犠牲ということに着目をしていた生存被爆者対策の一環としてこれを実施をするという考え方でございまして、それから、そういう意味において、生存被爆者対策という一つの枠の中で給付の公平というものは保たれているという考え方でございまして。

これは先ほどのお話に戻るかもしれませんが、けれども、私どもの考え方としては、いわゆる亡くなった方に対する弔慰金的なものではなくて、かつ一般被災者との均衡ということを考える上で、生存被爆者対策という形でこの制度を位置づけたものでございまして。

○榊屋委員 時間もございませませんが、今の説明、十分よくわかっております。私申し上げたいのは、生存被爆者対策として特別葬祭給付金が支払われる、そのことによつて、この法律を見ると、とうとう犠牲の銘記をする、こうなっているわけですね。これは大変複雑なやり方なんですけれども、なかなか国民にはわかりにくいと思います。

そうしますと、四十四年の三月三十一日以前に亡くなった方についてはこの制度は受けられる。

それ以降の方については、確かに葬祭料はあったかもしれませんが、二重の苦しみを受けた方もいらっしゃるわけでして、例えば四十四年の四月一日以降に亡くなった方で葬祭料を既にもらった、あるいはもらった方でいいでしょう。しかしながら、その方には今回の特別葬祭給付金の対象となるような親族がいらないで、その方は当然にただかれないわけでございまして。そうしたままに反射的な利益として明確にこの時期を境に差が出てくるということ、被爆者は極めて恐れているわけ、ございまして、新たな差別だ、このようにおっしゃっているわけでございまして。そうしたものを持ち込むということが、明年五十周年を迎えるときに果たして適当な配慮なのかどうか、そのことを今申し上げているわけでございまして。時間もございませませんが、新たな差別を呼んでいるというこの事態に対して、大臣どういうようにお考えなのか、最後にお伺いしたいと思ひます。

○井出國務大臣 昭和四十四年四月以降に亡くなった方の場合は、それ以前に比べてまして国の原爆二法等によります施策もそれなりに充実してきたということ、今回のこの法律ではこの四月一日の時点をもって前の後の、差がつくといえはつくかもしれないが、後の方はかなり充実しておつたということ、御理解をいただけるものと考

えておるところであります。

○榊屋委員 今お答えになろうとした趣旨は理解できないわけではございませんが、私が被爆者の皆さんの直接のお声を聞きますと、やはりそれなりの制度があつたというだけで理解できる状況ではないわけでは、私は新たな差別を持ち込む今回のこの特別葬祭給付金の制度、これについてぜひ一考をお願いしたいというふうに思ひわけでございまして。そういう意味では改革案を何としても私どもは主張してまいりたい、このことを最後に申し上げて質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○岩垂委員長 石田祝穂君。

○石田(祝)委員 改革の石田祝穂でございまして。大臣並びに改革の提出者に、これから若干の御質問をさせていただきますと思ひます。

午前中にも参考人の方からのお話をお伺いいたしましたし、お三人の方に来ていただきましたが、それぞれにある種の感慨を持たれまして、ようやくここまで来たか、こういうふうなこともしみじみとおっしゃっております。

しかしながら、三人ともそれはお立場がそれぞれ違いますので、全面的に賛成という、もう冒にすると落ちるという感じでは三人とも全員がそうではなかったのですが、それぞれに、ここまでこぎつけてくれた。これは政府案に対しても、さうでしようし、私たちの案に対してもそれぞれ思ひがあらうと思ひますけれども、国会審議まで被爆者援護法が来た、こういう感慨深い面持ちでお話をされておりましたのが午前の非常に印象深いこととございまして。

しかしながら、それとともに、やはりここまでやってきたので、何とか私たちの気持ちもあと一段踏み取っていただければ、こういうふうな意味のこともおっしゃってございまして、きょう参考人の方にすばらしい大変貴重な意見もちょうだいをしていただきましたので、そのことも踏まえて、またそのことも中にもまぜながら御質問をさせていただきますと思ひます。

まず大臣にお伺いをしたいと思ひますが、今回のこの政府案、先ほど榊屋議員の方から、井出厚生大臣もかつて一緒にこの法案づくりに携わつて、その延長線上で我々改革の案も出たんだ、こういうこともおっしゃってございまして。大臣は、今大臣という立場でございまして、この政府案に対して、これはある意味では一〇〇%御自分の今までの思ひが達成されている法案であるのかどうか、まずそのことをお聞きしたいと思います。○井出國務大臣 今回の政府案でございまして、本年八月に新しい連立与党に設けられた戦後五十年問題プロジェクトにおいて最優先課題として検

討されてまいりまして、今月の初めに三党間で合意が成立して、それに基づいて法案化したものであります。こうなったのも、戦後五十年という一つの大きな節目を迎えるということと同時に、昨年、旧連立の皆さん方がこの問題に取り組まれたことも、その流れといひましようか、前の方には無論あつたとは思ひます。

そこで、この政府案、私自身個人的にどうだという御質問でございまして、私も昨年、旧連立の皆さんで御議論されている中で、いわゆる被爆者団体の皆さんの御要望もそれなりにお聞きをいたしまして、何とかそれに沿う方法はないかなと考へたことは事実であります。先ほど来申し上げておりますようないわゆる戦争責任の問題と、それから一般被災者への何と云うか、整合性といひましようか、波及、こういった問題をどうやってクリアできるのかなという問題で、きちっとした解答が見出せないまま、むしろその後の新しい与党の御議論なんかを踏まえて、これまでの政府の考え方などを勉強してまいりまして、まあ今回のこの案が現状ぎりぎりのところではないかな、こう思つておるところであります。

○石田(祝)委員 率直に胸のうちをおっしゃっていただいたのではないかと、いふに私は思ひますが、それでは、これはちよつと専門的なことも入るかもしれませんが、局長で結構ですが、この法案、私の知る範囲では、今まで余り政府の方で積極的に援護法を出そうという機運はなかったのではないかと。原爆二法というものがあつた、こういうスタンスでずっと来られておつたように私は思ひますが、今回政府案として提出をされるようになった経緯と申しましようか、どういふいきさつ、どういふ議論を経て政府案として成つたのか。

我々はもちろん野党でございましてから議員立法という形しかございませぬので、私たち、そこにお三人座つていただいて、提案者として答弁すること、控えていただいておりますわけですが、これは本来、私は、自民党、社会党、さきがけの皆さんが

議員で提案をしていただいて、お互いに議員提案同士で意見交換をした方がよかったのではないかなというふうには、これは正直思いますけれども、今政府案として現に出されておりますので、この政府案として出されるまでになった経緯について、ちょっと過去も振り返りながら御答弁をいただければありがたいと思います。

○谷(修)政府委員 この問題についての議論の経過については、先ほど大臣からお話があったとおりでございます。ことしの八月、連立与党の中での戦後五十年問題プロジェクトの最優先課題としてこの被爆者援護法の問題が位置づけられた。その後、数回以上だったと思いますが、与党の中でのプロジェクトの議論の結果、十一月の初めに議論が一応集約をされ、一つの方向が出され、与党並びに政府としてそれを法案化するという作業に入ったということでございます。連立与党の決定を受けて私どもが具体的な作業を十一月の初めからやって、この二十二日に国会の方に提案をさせていただいたということでございます。

○石田(祝)委員 済みません、保健医療局長にもうちょっとお聞きをしたいのですが、そうするとあれですか、十一月になる前の段階までは、いわゆる行政府としてはこの援護法という形はお考えになっていなかったということでしょうか。

○谷(修)政府委員 戦後五十年問題プロジェクトの中では、この援護法の問題につきまして、過去のいろいろな議論あるいは関係団体の議論、そういうものを踏まえた幅広い議論があったというふうには承知しております。

その議論の中では、私どもは事務的には議論に直接ということではございませんけれども、資料の提出等参加をいたしておりましたので、そういう与党の中での五十年問題の与党の結論の過程の中で、与党といえますか連立与党が結論を得て、それを政府において法案の形にしたということでございます。先ほど来先生がおっしゃってございます援護法について、政府としていいますか、私お許しをいただければ事務的な立場でどう

だったかということであえて申し上げれば、私が申し上げるのもあれでございますが、この問題については、先ほど来御議論がおりますように、かなり政治的ないろいろな議論が今まで政党内でありますので、そういう意味では、私どもは与党の中でのこの結論が出るのをある意味では待っていたという部分はあったと思います。

○石田(祝)委員 大体私たちが、昨年、細川連立内閣をつくって、約九カ月ほど与党の経験もさせていたわけですが、ある意味ではいろいろな法案は我々が言うというよりも、もう大体役所の方で仕込まれておいて、その芽はだんだん役所の中で育てている、それがそのときに出てくるということ、いろいろな法案というものをそのときに考えたのではなくて、もう実は一年、二年前からそれぞれの部局で温めておられて、そういうものが法案という形で最終的に与党の承認を得て出される、こういうふうなことがある意味では多かったわけですね。ほとんどそうだとすることも過言ではないと思います。

そうしますと、今回の法案も、まさしく政府案についてお聞きをしたいのですが、これはまさしく政治が主導して、いわゆる政党レベルでの議論が先にあつて、そしてこれが政府案として出てきている、こういう認識でよろしいでしょうか。これは大臣に答弁をさせていただいた方が、局長ではない大臣の方がいいと思います。

○井出国務大臣 この問題につきましては、政党によりましては本当にもう二十年来考えてこられた党もございまして、かなりそれについては慎重であるべきだという党もあったものでは、なかなか合意を見るに至らないで今日まで来たわけでありまして。しかし、先ほど申し上げましたように、五十年という節目の年を迎えるに当たって、昨年来の旧連立の皆さんの動きなんかもちろんこれはあったと思います。そして今度新しい連立の中でも大変長い間御熱心にこれを進めてこられた社会党さんもちろん入っておられたものから、そういう皆さんと自民党、どちらかとい

うと今まで慎重でいらつしやうた、この新しい与党の協議が八月から、それこそ大変、短いといえは短いですが、熱心な、真摯な御議論でようやく合意点を見出せた。

したがって、厚生省としましてはそういうのに関心はもちろんです。持っておりますけれども、厚生省の方から、例えば、場合によっては国家補償とかあるいは戦争責任につながるような問題も含んでおりますし、一般戦災者あるいは対外的な問題にまで及ばないとも限らない。そうすると一厚生省だけの問題じゃなくなるものですから、そこらはやはり与党の判断も待たなくてはなりませんし、合意が得られるまでは、事務的な連絡といましようか、お手伝い役で終始してきただけでございます。

○石田(祝)委員 ですから私は、今回、法案の中身はいろいろ今議論をされているところでありますけれども、私たちが改革ももちろん政治主導でこれは出したわけですし、政府案も、局長また大臣の答弁をお聞きをしますと、やはり政治の決断があつて、それでこういう法案を出した。ある意味でいえば非常に、法案の中身そのものの議論は別に、形としてはこれが一番正しい姿じゃないだろうか。政治が決断をして、ある意味では官僚がお手伝いをしていただいて、そしてそれで政治主導で事が進んでいく。そういう意味で、私何回も御質問をして確認をさせていただいたわけでございます。

そうしまして、今度は改革の側にお聞きをしたのですが、法案取りまとめに至る経緯について、私、実は心配しておりますのは、今のマスコミの論調を見ますと、この法案を政争の具にしているんじゃないかという、我々から見れば非常に、下世話に言えば頭にくるような書き方をしております。ですから、これは単に思いつきで出したんじゃないか、それなりの経緯があつてこういう結論になつていいると思ひますので、ぜひその経過について御説明をいただきたいと思います。

○高木(義)議員 答えをいたします。

私どもがこの問題に取り組みに当たりましては、四つの大切な要件があつたと思っております。まず一つは、これまで、委員御指摘のとおり、この議論は今日まで長い間続いておるわけであります。参議院においては二回可決を見た、衆議院においても、議論はされておりましたが否決という事態ではない。そういう議論に加え、今日、来年は被爆五十年を迎えるわけですから、被爆者は高齢化をしております。したがって、この節目を外すと恐らくこの議論はもうまとまっていかないうであらう、こういう切実な気持ちがございます。したがって、何としてもこの五十年を決着の年にしたい、こういう強い願いでございます。

二つ目は、原子爆弾の特殊性について、いわゆる核兵器の非人道的、しかも大量殺りくにつながらるこの兵器の恐ろしさ、被害の特殊性、こういったものを再認識をして、まさに非核宣言、非核三原則は我が国の国是となつておるよう、内外にこの機会にこの決意を明らかにする、これが一つでございます。

三つ目は、これまで確かに原爆二法でそれなりの被爆者対策は進めてこられました。私たちはこの努力については評価をいたしております。しかし、なおまだこれでも被爆者のニーズにこたえ切れない部分があるのではないかと、そういう見地から、この際総合的に被爆者の福祉の向上に役立つものにはしなければならぬ、このようなテーマでございます。

四つ目は、何といひましても、これらの法案作成に当たっては、国の責任をさらに明確にしたい。すなわち、その責任とは何かといひますと、昭和五十三年の最高裁判決あるいは五十五年の基本懇の答申、そして先ほど述べられておりますように昭和五十六年、当時の園田厚生大臣の答弁、これらを総合的に考えましても、国家補償の配慮というのはもう明確に私たちは訴えていいのではないかと。そのことによつて大きな問題は、今の現状であれば国民の合意を得られる範疇にあるのではないかと。

そういう意味で、我々は新しい観点に立つてこれまでの議論を精査をいたしました。そのことが、昨年十二月に旧連立与党の被爆者援護法に関するプロジェクトチーム、この十数回にわたる議論の大きな一致を見るポイントであったと思っております。したがって、この法案については、財政的にも、あるいは国民の皆さん方、見てくれる立場からしても、合意できるものではないか、こういうことでございます。

○石田(祝)委員 政府案、改革案の取りまとめに至る経過について伺いをいたしました。

それでは、法案そのものについてちょっとお聞きをしたいと思います。大臣、大きな問題をお聞きをしますというので、きのう質問通告で余り細かく一々に申し上げておりませんでした。政府案の、いわゆる法案の星ですね。星という言い方をするとちよつときれいな、ですから法案の目玉と言った方がいかもしれません。この法案を特徴づけているものというの一言、一言といえませんが、もしもありませんが、この法案はこういう内容ですばらしいんだ、いわゆるこれを星と申しますけれども、それは大臣どういふようにお考えになつていらつしやいますか。

○井出外務大臣 被爆後五十年が来年でございす。そういった節目のときを迎えるに当たり、一方、被爆者の皆さんの高齢化はどんどん進んでおるわけでございす。そういった環境の変化を踏まえて、現行の被爆者対策を保健、医療、福祉にわたつて総合的に充実発展させる対策を講じる必要がより出てきたと考えております。この際そういったものを進めるに当たつて、より国の責任というの明確化しながら、あのような悲惨な戦争の犠牲に思いを寄せて、再びあのような時代にならないようお互いに誓ひ合うところにあるのかな、こう考えております。

○石田(祝)委員 大臣は、この政府案の星は国の責任をより明確化したことだ、こういうふうなお答えでございましたが、同じことを改革の皆様にも、提案者の皆様にもお聞きをしたいと思います。

改革案の星というものは何でしょうか。

○斎藤(鉄)議員 お答え申し上げます。

改革案のポイントは三つ、星は三つあるかと思ひます。

一つは、「国家補償的配慮」という言葉を使ひました。現行二法におきましても、これは先ほどの最高裁判決、また基本懇の報告にも明らかなように、社会保障の性格とともに国家補償的な側面も持つ複合的性格を持ったものだ、このことが国家補償的配慮という言葉で表現され、入つてゐる。今までの現行二法では、根底にそういう精神がありながらそれが明記されていなかった。今回の我々が出した案は、その「国家補償的配慮」、その精神を明記した、これが第一でございます。

第二は、特別給付金の創設でございます。昭和四十四年四月一日以降に亡くなった方は、特別措置法におきまして国家の関心が表明されております。葬祭料という形でその死に対して国家の関心が表明されております。それ以前の方には今まで国家の関心が表明されておりました。それを特別給付金という形で国家がその被爆者の死に對して関心を表明する、これが二番目でございます。

三番目は、各種手当を年金という形にいたしました。非常に年をとられて、手当という形ですと、その更新手続等、大変な御苦勞をされてゐる。ところが、もう現実には名前は手当でも年金と変わらない性格を持ったお金、これはその手続を簡略化するために年金にした方がいいのではないかと、これが三つ目でございます。

この三点が星でございます。

○石田(祝)委員 まさしく今政府案、改革案の私が星ということをお聞きをしましたが、政府案は「国の責任」、そして改革案は三つあるというところでお話ございましたが、この改革案の三つの星と言われたそのもの、その部分が大きく言えば政府案と違つてゐる、こういうことだろうかと思ひます。

それで、私は、立法政策、立法者の意思というこ

とについて少々議論、またお聞きをしたいと思ひますけれども、いろいろな法律が一年間に百本くらい通るのでしょうか、本数を数えたことはございませぬけれども、その中には、ある意味では立法者の意思、こういう目的を持って、目的が大体第一条に書かれておりますけれども、こういうことでこの法律をつくるんだ。ですから、その立法の意思を明確にすればするほど、やはりこれはほかのものまで広がるのではないかと、こういうふうな心配をなくすためにある意味では立法の意思というものを、立法者の意思、立法政策、こういうことを明確にしていくんだらうと思ひます。ですから、いろいろな法律を見ますと、例えば一々名前を申し上げませんが、いろいろな意味で立法の意思が反映された法律が、その範囲から漏れた人から見たら何でおれたちにもないんだらう、こういうことも私はたくさん法律の中にはあると思ひます。これはいろいろな給付金、そういうものを見ても私はたくさんあるかと思ひます。

ですから、この立法政策と立法者の意思ということについて、今回政府案、改革案はそれぞれどのような立法政策のもとにこれをやられておるか。例えばこういうふうな問題意識、こういう立法政策のもとにこういう考え方でやつてゐるんだ、ですから、ほかの部分に少なくとも波及していくとかそういうことではなくて、このことだけがちつと固めてゐるんだ、こういうことがあろうかと思ひますが、そのところ、ちよつと漠然とした質問でこれは申しわけないのですが、立法者の意思というものはどういふ形でここに貫かれておるか、ちよつとお聞きをしたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 政府側の提案しております法律案につきましては、先ほど来大臣からもお話をしておりますが、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的根絶あるいは恒久の平和を念願することとともに、高齢化をしてこられた被爆者の方々の総合的な援護対策ということを国の責任において行うことを基本にし

てゐるわけでございますが、さらに今おつしやいましたことに関連して申し上げます、基本は、先ほど来申し上げてゐることでございますが、生存被爆者対策ということをお考えの方の基本にしているということは申し上げられるんじゃないかと思ひます。

(委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席)

○冬柴議員 我々は、原爆という兵器が他の兵器とは際立つた違い、特殊な損害を多くの国民に与えた、そのような観点、どういふところが違ふかといふと、急性的な、原爆が炸裂した瞬間に放出される放射線、熱線あるいは爆風、数十万気圧にも及ぶ爆風、想像を絶する爆風、こういうようなものが多くの人を都市とともにこの世から消えさせてしまったという大変な、他の兵器では考えられないものを国民に与えた。それとともに、もう一つ際立つた違いというのは、放射線障害であります。これは急性的な障害以外に、被爆後五年あるいは十年あるいはそれ以上たつてから晩発障害というものを起こす。これが被爆者にとつて大変不安であり、またこの障害が白血病あるいは甲状腺がんという、大変治癒することが困難な障害を与えてゐる、こういうことが他の兵器による被害とはもう際立つた違いがある。

そういう点から、我々は、これに對して単に政府が今まで原爆二法で説明してきたような社会保障制度の枠の中に閉じ込めてはいけない、なぜかというところが起こつたのかといふところに思いをいたさなきゃならぬ。これはほかならぬ国家が戦争を遂行したという、その結果起こつたことであるから、これを直視しなければならぬといふのが我々の哲学であります。これをどう評価するか、これはまた講學上のいろいろな問題であり、そこは基本懇でも相当詳細に述べてゐるところであり、我々はそれと違ふところといふことはなしに、そこで分析されたことをそのまま受け取つてゐるわけでありまして、政府は、今回の立法においても牢固として今までの社会保障制度の中にこの被爆対策を閉じ込めようとしてゐる。

それは五十三年の判決あるいは五十五年の基本懇の精神から後退している。

どの点が後退しているかといえますと、その二つはいずれも社会保障制度の中に閉じ込めてはならないということを言っているわけです。そして、ここにやはり国家補償の配慮、一つは広い意味における国家補償の見地、そういうものに立たなきゃならない。基本懇の中でも、単に社会保障制度と認識することは適当でないということもきちつと言っているわけでして、その二つの答申等、そしてまた、それを守りますという答弁を大臣がされた後である今日、この枠からまだ後退する立法をされようとするのは我々は納得できない。そういう意味で、我々は、そういう流れの中で一般国民にも御納得いただける、国民的合意が得られる、その範囲で今回の立法をしよう、そこが我々の哲学であるというふうに考えております。

○石田(祝)委員 私がこのことをお聞きをしましたのは、今回いろいろと改めて勉強させていただきました。地裁の判決文がございしますが、それを読みまして感じたことがございしたので、きょう、その立法政策、立法の意思ということをお聞きをした次第でございます。

これは若干長くなって、資料を読むのはどうかと思えますけれども、この三十八年十二月の東京地裁の判決の最後にこう書かれております。

このように考えてくれば、戦争災害に対しては当然に結果責任に基づく国家補償の問題が生ずるであろう。現に本件に關係するものとしては「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」があるが、この程度のものでは、とうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にならないことは、明らかである。国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。

続きまして、

しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果さなければならぬ職責である。しかも、そういう手続によつてこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであつて、そこに立法及び立法に基づく行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。

これは三十八年の判決ですから、その後御努力をいただき、対策も充実をされてきていると思えますけれども、やはり「政治の貧困を嘆かずにはおられない」というこの東京地裁の判決を読んでおりまして、私たち、自分の立場として非常に深く思ひをいたすところがございましたので、若干長くなりましてけれども引用させていただいたところでございます。

それでは、改めてちょっと個々の問題についてお伺いしたいのですが、今回のこの法案は、原爆二法、これをなくして一つに法案にするということになっていくというふうにお聞きをしておりますけれども、この二つの法律と今回の政府案との關係というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

○谷(修)政府委員 今回の政府案は、現行のいわゆる原爆二法、原爆医療法並びに特別措置法を内容的にはそのまま引き継いで、新たな施策をそれにつけ加えるといえますが、充実発展をさせた性格のものでございます。

したがって、新たに盛り込みました具体的な内容というものは、先ほど来お話のございましたいわゆる前文というものを設け、その中で国の責任というものを明確化したこと、あるいは特別葬祭給付金の支給、平和を祈念するための事業の実施、それから、従来、健康管理手当等に設けられてお

りました所得制限の撤廃、それから予算措置で行つてまいりました福祉事業の法定化並びに原爆の放射線影響研究につきましての調査研究の法定化といったようなことを新たに法律としては盛り込んでおりますが、それ以外の、現行の原爆二法に規定されております医療の給付あるいは各種手当の支給ということについては、引き続き同様の措置をしていくという内容にしているところでございます。

○石田(祝)委員 それでは、済みません、局長、もう一度確認させていただきたいのですが、ある意味では二つの法案を一つにして今回の法案ができていると。ですから、これで今までの原爆二法と今回の政府案でつけ加わつたものと削られていくものというのは、これはどういうふうになりますか。

○谷(修)政府委員 法律事項としてつけ加えられるものと申しますのは、特別葬祭給付金の支給、あるいは平和を祈念するための事業、それから福祉事業の法定化、それから調査研究ということが主なことかと思ひます。もちろん、先ほど申しましたような前文そのものの中に書かれております基本的な考え方、これは従来のものにはなかったものでございます。

それから、削られているものというお尋ねでございましたが、これは、法律上の、法制上の技術的な問題としては、先ほど申し上げました所得制限の撤廃というのは、所得制限を課すという条文を削除しているという意味においては、従来あったものがなくなつていったという部分かと思ひます。

○石田(祝)委員 それでは、先ほど来いろいろな方も、また前回も御質問なすつたと思ひますけれども、この上記の二法、いわゆる原爆二法には、やはり三十八年の東京地裁また五十三年の最高裁の判決で、私も読ましていただきましたが、広くある意味では国家補償の配慮がその根底というのですか、その底には流れているというふうな書かれた方をしておりますが、そういう意味で、今回

前文に「国の責任」ということは確かに書いてはおりますけれども、その段階で国家補償の配慮という精神が流れているというふうには裁判所の判決の中でも書かれていて、それと比べてどうなんだろ、という疑問は、これはやはりついて回るのではないだろうか。ですから、大臣また政府の立場としては内容的に一步も二歩も進んでいる、こういうお立場であらうかと思ひますが、片やそういうふうな我々の素朴な疑問もございします。ですから、これは裁判所の判決等で述べられているような補償の配慮というものがあつた意味ではその部分から後退したのじゃないか、こういうことについては、大臣また局長、どのようにお考えでしょうか。

○谷(修)政府委員 今お触れになりましたのは昭和五十三年の最高裁の判決の部分かと思ひますが、最高裁の判決の中では、「国家補償の配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができない」ということで、「例えば」ということで、具体的な例としては、私の理解ではこの部分に特に具体的な例として「資産状態のいかんを問わず常に全額公費負担と定めていることなどは、単なる社会保障としては合理的に説明しがたいところであり、云々」というふうなくだりがあるわけでございますが、その「国家補償の配慮」という、これは最高裁の判決で、判断でございしますから、この限りにおいて私どもは、こういう考え方がこの制度の中にあるということは、最高裁の判断として尊重をしなければならぬと思つております。

○石田(祝)委員 そうすると、ですから今回のこの法案と昭和三十二年にできた医療法またその後措置法、これをあわせて今回になった、そして削られたところ、つけ加えられたところを私聞きましては、局長もそういうものが裁判所の中で言われているということは認識している、こういうお考えであらうと思うのです。ですから、後退した印象がどうしてもぬぐえない、私たちもこうい

まだ解釈が定まっていない、こういうふうなお話でしたけれども、そうすると、大体それは受け取る人によっていろいろな解釈の仕方があるだろう、こういうことでおっしゃっているだろうと思うのですが、その国家補償ということを言われたときに、今のところ、局長また政府のお考えとしてどういうふうな受け取られ方があるのか。これ

から、立場は違いますがそれでも、それは一つ大きな努力をされたのじゃないか。その中

日以前の者については、葬祭という言葉は入っておりますけれども、本人が被爆者でなければいけない、また被爆者の遺族でなければいけないという二つの縛りがかかっている。ですからこれまた、先ほどの委員の方からも質問ありましたけれども、新たに差別、区別を生むのじゃないか、こういうこともあったわけですが、二重に条件をつけて、葬祭という言葉も、まあこれは言葉にこだわるののはいくなくないかもしれませんが、ですからちよつとわかりにくい、非常に整合性がとれていないのじゃないか、そういうふうな気がいたしますが、このところはどうして二重に条件をつけ

重の条件つきをしているんだらう、私はこういうふうには推察をいたします。

やはりそれで、私が立法政策、立法の意思というところをお聞きをしたのはまさしくそのところからでして、やはりいろいろな法律をつくるときに、その法律の対象から外れる方もたくさんいるとは思っています。生活保護法もそうだらうし、例えば老齢福祉年金という年金もございます。こればもう全額国庫負担で、本人は掛金を払っていない。それも、昭和三十五年ですが、年金制度が発足したときにもう掛けられないということでこれは全額国の負担でお金を出している、掛金も掛けていない。ですからこれは、じゃ私は何でだめなんですかとそのとき四十九歳の方が言っても、これは一つの立法政策として、そういう人にはこういう

ことと上げます。これは立法の意思として明確になるだろうと私は思うのです。

ですから、今回の法案の体系そのものも根本のところは、要するに、原爆の被爆者をどうするんだということが根本であろうと私は思うのです。ですから、その根本の立法の政策、立法の意思のところをやはりちと押さえて、それを堅持するところを考えた方がよろしいかと思う。いろいろ御心配な点もあろうかと思いますが、い

も、やられて整合性がないじゃないかと参考人の方もおっしゃられるようなことにはならなかったのじゃないか。被爆五十周年をこの法案で本当にいいの、こういうふうなこともおっしゃってあります。六十年、七十年になったときに五十年を振り返ったときに、本当にこの法案でよかったのか、こういうふうには言われないだろうか、こういう意味のことも実はおっしゃってあります。ですからそういう意味で、私は、立法の意思、立法政策ということもお聞きをしたわけであります。

それで、このところちょっと具体的に何点かお聞きをいたします。

この特別葬祭給付金で、こういう例はどうでしょうか。被爆直後から現在の葬祭料が支給される一九六九年以前の例として、被爆者と結婚をし、その後遺族となった。本人は被爆者ではない。今回、特別葬祭給付金は支給されるでしょうか、どうでしょうか。

○谷(修)政府委員 現在の政府案では、特別葬祭給付金を受給できる者は生存被爆者ということになっておりますので、今先生のおっしゃった例は支給の対象にはならないと思います。

○石田(祝)委員 あと二つお聞きをします。ですから、今二つまとめてお聞きをします。

例えば、二十年八月六日また九日、県外からその地を訪れて死亡したケース、遺族は被爆者ではない、こういうケースと、そしてもう一つは、義父母、配偶者の御両親を原爆で失い、被爆した妻も死亡、しかし本人は原爆投下時、外地で従軍をし

ておった、この二つの場合はどうでしょうか。

○谷(修)政府委員 今言われた二つのケース、いずれも現在生きておられる方は被爆者でない例を言っておられると理解をいたしましたので、現在の政府案では対象にはならないということでございます。

○石田(祝)委員 これは、改革案は特別給付金ということになっておりますが、改革案ではこの三点、もう一度申し上げますと、一点目が被爆者と結婚しその後遺族になった、本人は被爆者ではない例、それから県外から訪れて被爆して死亡してしまつたケース、それから三番目が配偶者の両親または奥さんも死亡、しかし本人は外地で従軍しておった、こういう場合は改革案ではどうなりますでしょうか。

○斎藤(鉄)議員 改革案では、死没した被爆者の方一人につき十萬圓遺族に支払われます。ですから、いずれのケースにおいても支払われます。三番目のケースは、死亡した人が複数でございますので、その十萬圓掛ける複數倍遺族に出るということになります。葬祭を行う者一人につき十萬圓が出るということでございます。

○石田(祝)委員 ちょっと時間の関係もございまして、最後に遺族の範囲についてお伺いをしたいのですが、政府案でまずお聞きをしますと、三十三条の特別葬祭給付金の第二項のところ、葬祭給付金を支給する遺族の範囲が書かれておりますが、「前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時に於ける配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。」こういうことで書かれておりますが、死亡者の死亡当時の胎児というのは特別葬祭給付金の範囲で遺族に入るのでしょうか、入らないのでしょうか。

○谷(修)政府委員 今先生のお話しになりましたこのことは、私もこの法律をつくるに際しまして法制局の方でも大分詰めた議論をいたした部分でございまして、政府案の特別葬祭給付金は、御自身も被爆者であつて、死没者の方々の苦難をともに経験した遺族ということに着目をして給付

をするものでございますので、今お話しになりました死没者が死亡された時点において出生をされていなかった方については対象としないというものでございます。

この問題については、こういう方を対象とした場合には、政府案の基本をいたしております生存者対策というものを離れて、その給付金の性格がより弔慰的なものになるのではないかとというのが私どもの考え方でございます。

○石田(祝)委員 これは亡くなった胎児という意味ではありません。その後出生されたという前提で、遺族ということですから、残されているわけですから、それで被爆者としての認定は胎児も被爆者として認定をする、こうなっている。だけれども、葬祭給付金の方では遺族の中に入れない。そうすると、これは、一つの法律の中で被爆者の部分と特別葬祭給付金の受給資格といたしたらおかしいのですけれども、その、本人が被爆者であるところと遺族であるところ二重の条件があるんですが、片一方では被爆者として胎児を認定して法律の中に入れようという考え方がありながら、片一方では排除している。これは、一つの法律の中でおかしいんじゃないでしょうか。

○谷(修)政府委員 私どもの考え方としては、御自身も被爆者であつて、死没者の方々の苦難をともに経験した遺族ということに着目をしておりまして、考え方として今おっしゃったことを入れないということについては理論的な矛盾はないと思っております。

○石田(祝)委員 そうすると、それは、御本人が例えば胎児ですから、半年後ぐらいに生まれるわけですね。そしたら、お母さんもお元気だったら、お母さんも被爆して、本人も被爆して出生された、そしたら、ともに苦労されておるんじゃないんですか。

○谷(修)政府委員 死亡の時点で胎児のまま亡くなった人はだめだという意味でございまして、それから……(石田(祝)委員)いや、遺族と言つてますから、遺族という範囲の中で胎児がなぜ入ってない

んですか」と呼ぶ。実は、死亡の時点での胎児ですから、例えば具体的に言いますと、お父さんとお母さんがおられて、お母さんのおなかの中にその胎児の方がおられた、そのお父さんが、その方が生まれる以前に亡くなったという場合には対象にならないということを申し上げているわけです。

○石田(祝)委員 ですから、生存者対策といながら、結局苦勞をともにしてという、お母さんも、だから本人が被爆者ですから、胎児が。お母さんも被爆されているわけですね。それで、ずっとともに苦労されている。生存者対策といながら、そのところはばつこり抜け落ちていと思うんですよ。例えば、生まれて一日の人はよくて、胎児はだめだ。ですから、これ、なぜかといますと、改革案にはちゃんと「死亡者の死亡の当時胎児であつた子が生じたときは、前項の規定」ですから特別給付金の規定においては「当該死亡者の死亡の当時に於ける子とみなす。」という、改革案にはちとそれがうたわれているわけです。そのところが政府案では、生存者対策といながら、抜け落ちていっているんでありませんか、こういうことを私は申し上げているんです。

最後に御答弁をいただいて……

○谷(修)政府委員 その胎児の方が生まれた後、お母さんが亡くなったという場合には、もちろんそのお子さんである方も当然被爆者でありますから、支給の対象者になるということでございます。

○石田(祝)委員 どうもそのところが若干認識が違つているように私は思います。

最後に、時間になりましたので、大臣、まだ私たくさん聞きたいことが残つていまして、与えられた時間がもうこれで終わりますので、大臣に最後にこの法案成立に対する、我々是对案を出していますから、法案成立の決意を聞くのもおかしなものなんですけれども、お考えを伺つて終わりたいと思います。

○井田(國務)大臣 先ほど来、石田先生冒頭御指摘のように、戦後五十年にしてこういう形で被爆者援護法が衆議院のこの委員会でも審議されるに至り

ました。長い道のりでもあったという考えもおありでしょうし、私も、ここまでそれぞれの英知あるいは協議の結果まとまってきた法案でございすから、ぜひ成立をさせたい。しかも、被爆者の皆さん、年々もう日に日に高齢化が進んでいっしやるという意味では、もうこの時期を失しちゃうとまたチャンスをしつちやうということも考えられますから、ぜひ成立をさせていただきたいと思っております。

○石田(祝)委員 終わります。

○鈴木(俊)委員長代理 山本孝史君。

○山本(孝)委員 改革の山本孝史でございます。十一月二十五日にも質問をさせていただきましたが、若干補足をしながら御質問をさせていただきます。

これは政府案で言っている四十一条「平和を祈念するための事業」に関してでございますが、この法律の趣旨に従いまして今度広島や長崎において慰霊あるいは原爆関係資料の展示の施設ができるということになります。ただ、被爆地を訪問できる国民の数というのは、これは外国人も含めてかなり限られていいるのではないだろうか。また、原子爆弾による唯一の被爆国として、核兵器の脅威を世界の人々に知らしめるためには、多くの人々が訪れる東京にそういった原爆関連資料の展示施設があってもよいのではないかとこのように思うわけです。

午前中の参考人の皆様にもお伺いをしましたら、皆様同じ御意見でございまして、今席におられませんが、自民党の戸井田先生も基本的には賛成だということふうなお考え、御賛同をいただきましたけれども、現在の政府の基本構想では平和を祈念するための事業に関連する施設の建設地は広島と長崎だけになっております。という意味で、今私が御質問を申し上げた点で、東京に施設もあつてよいのではないかとこのように思いますが、厚生省の見解をお伺いします。

○谷(修)政府委員 この政府案の中でございす平和を祈念する事業につきましては、今後具体的

に内容を検討していくわけでございますが、その中の慰霊施設につきましては、今山本先生お触れになりましたように、平成四年ごろから基本的な考え方についての議論を学識経験者の方々にお願いをし取りまとめをさせていただいてきております。その委員の中にはきょうたまたま参考人として出られました伊東先生にも入っていたいただき、また広島、長崎の地元の方々にも入っていたいただき、わけでございますが、基本構想の報告書の中では、施設の設置場所としては、原爆の問題は当然のことながら広島、長崎と密接な関係があり、かつまた被爆者の方あるいは遺族の方も多いというようなことを考慮すると、やはり施設を両市に設置することが適当ではないかという意見をいただいております。

その御意見の過程の中では、私もきょうは参考人の先生方の意見を傍聴いたしております。この中で、東京というようにも御発言があったというところは私も聞いておりますけれども、そういう意味で、私も現在考えておりますこの慰霊施設については、被爆地であります広島、長崎というものを念頭に置いておるところでございます。○山本(孝)委員 今御答弁で慰霊施設としてはこの前段を置かれて長崎、広島にということ、確かにそれは慰霊施設としてはそうでしょうけれども、この平和祈念事業の建物の具体的内容としては資料、情報の収集あるいは平和祈念のため展示というような項目があるわけですから、その点からいけば広島、長崎だけに限定しないでも東京にも置くというのがこの法律の立法の精神の趣旨により沿っているのではないかと。そういう観点からの御質問なんです、重ねて御答弁をお願いいたします。

○谷(修)政府委員 私ちよつと言葉が足りなかつたかもしれませんが、この施設の中において慰霊とか平和祈念といった事業に加えて、国内外の情報の収集あるいは資料、情報の継承の拠点といったような機能を考えているわけでございまして、そういう機能を持った施設について広島、長

崎に国として設置をしたいというのが現在の考え方でございます。

○山本(孝)委員 午前中の参考人の皆さん、特に伊東先生、東京にも置いたらどうかという意見を言ったら皆さんに一蹴されてしまったということ、大変残念がっております。

ただ、国としてやるということが、今広島、長崎にあるいわゆる原爆資料館と違つてこれは国がやるんだから一歩進んだのだらうという評価はしておられるのですけれども、何回も申し上げているように、例えば修学旅行で子供さんが長崎、広島に行くといつても数は限られていいるだらう。外国人の方々で長崎、広島に足を運ばれる方にはやはり限りがあるだらう。という意味で東京にそういうものを置いたらどうかというふうに思うわけでございます。

今九段に平和祈念館をつくらうということで構想が進んでおります。建物が斬新過ぎるということと若干建設がストップしておりますけれども、この平和祈念館の、前回二十五日も御質問したのですが、まだ展示内容の検討までは至っていないというのが厚生省の御回答でしたけれども、ここで原爆被害についての展示をするということは大変に大きな意味があるのではないだろうか。新たな施設をつくるのは、なかなかお金の、今の行政改革の状況もあるでしょう。しかし、こういう平和祈念館ができるのであれば、そこにそういう原爆関係の資料を展示するのはどうなんだろう。

今回のこの法律の立法の趣旨として、何としてこういう核兵器の突極の廃絶に向かつての決意を新たに、あるいは原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう恒久的な平和を念願する、そういうことを国の責任として行うのだというふうに言っているわけですので、この平和祈念館で、原爆被害それから被爆者の皆さんの戦後五十年間の生活状況、そういうことも含めて十分な展示が行われるように特段の配慮をするということとは、これはできることではないかというふうに思います。厚生大臣の決意をお伺いをします。

○井出国務大臣 九段で今計画中の戦没者追悼平和祈念館、これは仮称でございますが、これは、終戦後五十年近くが経過し、戦後生まれの世代が国民の過半を占めるようになり、さきの大戦に関する記憶が風化しつつある中で、戦没者追悼の意を表する施設であるとともに、戦争に関する歴史的事実、なかならず戦中戦後における国民の生活上の労苦を後世に客観的に伝えることを通じて、国民の平和を希求する心を内外に伝えることを目的として設置しようとするものであります。

ただ、今申し上げましたように、本施設は御指摘の事例のみを対象とする施設ではなく、また祈念館の展示のあり方については実はさまざまな御意見が今あるところでございまして、本施設の事業については、御指摘の事例もどのように取り扱うか否かを含めて、今後有識者の皆さんから成る委員会を検討をしていただくか、こんなふうに考えておるところであります。

○山本(孝)委員 今回の被爆者援護法と申し上げると、この法律の趣旨になつちやうのかもしれないが、政府が被爆者援護対策のこの法律、しかも前文を置いてきつと国の責任として我々は恒久的な平和を祈念して、しかもこういう事業をやるんだということを言っているわけですから、これは厚生大臣として十分に御指導なさればできることだと思つていいます。原爆資料の展示だけをやれと言っているわけではなくて、そこにも十分配慮をして抜け落ちることのないようにしてほしいということを言っているわけですから、これは政治がやれる、あるいは大臣の一言でやれることだと思つて、有識者の検討に任せているということではなくて、ここで政府の姿勢が問われるわけですから、きつちりとした御答弁をお願いしたいと思います。もう一度お願いします。

○井出国務大臣 実は、ことしの二月ですが、この戦没者追悼平和祈念館の展示テーマの案の概要について有識者から成る検討委員会を検討し、展示事項の一つに原爆投下というテーマも取り上げられてはでございます。

ただ、展示主体で最初のこの検討委員会は進んでおったのですが、もうちょっと違う資料の方がいいのじゃないかという御意見も実は委員の先生方の中に今出ておるものですから、それらも、先ほど申し上げましたように、当然展示となればこういうテーマも何らかの形で対象になるのは当然だ、私もこう考えております。

○山本(孝)委員 何らかの形で対象になるというその一言に望みをかけて、ぜひしっかりと今の御決意を守っていただきたいというふうに思います。

せっかくの施設ができる、繰り返しますけれども、そこそこにもひとつ政府の姿勢が見えると思えますので、被爆者援護法を出されたという立法の趣旨、前文のところをよく御理解いただきたい、その線に沿って施策を講じていただきたいと思えます。

きょうは文部省の方にも来ていただいていますので、文部省の方に質問をさせていただきます。学校教育の中で、この核兵器あるいは核の被害の問題、そして被爆者の援護の問題について触れていくということも、今回の法律が前文にうたっている恒久平和の実現のためには大変重要な問題であろう、視点であろうという観点で御質問をさせていただきます。

学習指導要領を見させていただきました。核兵器廃絶に関する記述がかなりあちこちに出ていて、これは一定の評価ができるというふうに思います。しかし、今回のこの法案審議を通じて、被爆者団体の、被爆者の皆さんの思い、あるいは法律を提案している私たちの思いというのは、この核兵器の廃絶ということになるかと思えます。その思いの根底にあるのは、この核兵器が持っている特筆すべき非人道性、つまり、通常兵器とは異なっている核兵器の非人道性。みずからの健康に対する恐怖であるとか、あるいは次世代に放射能の影響が受け継がれるのではないかとといったような思い、今も体の中から当時のガラスの破片が出てくるという、五十年たっても実体的なものは

精神的にも被害が続いている、そういう核兵器の非人道性に問題があるのだらうと思えます。

ということでは、先ほどの原爆資料の展示と同じなのですから、この法律案の趣旨に基づいて、政府は国の責任において学習指導要領の改訂、これは十年に一度ぐらいの改訂だと思えますけれども、次期改訂の折に、今回法律が出てきた、あるいは通ることを念願していただければ、成立をしたということにおいて、核兵器の非人道性や、あるいは戦後五十年間苦しんできた被爆者の苦悩ですとか、あるいは被爆者の健康への恐怖感ですとか、そういったものについても、小中学生に十分理解できるように教育というものを通じて取り組んでいかなければいけないのではないかと、そういうふうに思うわけです。

そういう意味で、何としても、学習指導要領がそういうふうにならなければと現場の先生は動けませんし、今申し上げているような核兵器廃絶、今回の法律が成立したとかいうようなこと、あるいはそこに盛り込まれた趣旨、そういったものを要領の中に盛り込むという考えはありませんでしょうか。文部省の御見解をお伺いします。

○河上説明員 今御指摘ございましたように、現行の学習指導要領におきましては、直接にその原爆被害者の援助とか救済ということについての記述はございません。しかし、御指摘ございましたように、核兵器あるいはその核兵器の脅威について着目させるという記述はございます。

ちょっと具体的に申し上げますと、高等学校の日本史の中で、我が国においても広島、長崎への原子爆弾の投下を初め空前の戦禍をこうむったことに着目させて指導をすることとしておりますし、現代社会におきまして、第二次世界大戦において我が国に原子爆弾が投下されたことを踏まえ指導することとしております。それを受けて、教科書の中でも被爆者の体験談というふうなものが記述されておりますし、原子爆弾の投下による残された課題としまして被爆者の救済が大事な問題

であるというふうなことで、あるいは被爆者への福祉の充実が今後の課題だというふうな記述もございします。

学習指導要領は、教育課程の大綱的な基準として、ほぼ十年ごとに従来改訂をされてまいりました。教育課程審議会の審議、そしてそれを受けました専門家の会議、その審議を踏まえて作成されるものでございます。

今の指導要領は平成元年に告示をされました、小学校で平成四年度から、中学校では平成五年度から、それから高等学校では今年度から実施されたばかりでございます。したがって、現時点では今の指導要領の中身について定着させるといことが大きな課題でございます。次の学習指導要領の改訂はもう少し時間を置いてということになるかと思えますので、今先生が御指摘になりました問題につきましては、私ども、そういった御指摘があったということを承っておきたいというふうに思っております。

○山本(孝)委員 質問通告がないので、質問したまま怒られてしまいか言いませんけれども、修学旅行で小中学生が行かれるあるいは高校生が行かれる、なかなかそこは難しい問題もあるのかもしれない。すなわち距離的な問題として、あるいは時間的な中で、でも、できるだけ小さいときにきちっと実物教育というか、話に聞くと聞いていただくというふうに、そういう展示資料を通じて原爆被害の悲惨さというものを認識していただきたい、そんなふうに思っているのです。もし文部省の方もお力があれば、ぜひ東京にそういう資料展示ができるように政府全体として働きかけをしていただきたいというふうに思います。

実は、もう一省、外務省の方にも来ていただいているので、こちらの方にも御質問をさせていただきます。

八月三十一日の総理の談話で平和友好交流計画という計画が発表されました。これは、日本の加害者責任を明確にするため、今後十年間に一千億

円の規模で、外務省それから文部省、総務省、各省庁が一緒になって人物交流を中心とした事業を行うという内容になっております。

「目的」としては、御存じない方もおられると思いますが、先の大戦の反省の下に、平和国家の理念と決意を政策に反映する努力を重ねてきた。

云々で、今後とも、このような立場に立ちつつ、明年の戦後五十周年を機会に、いわゆる従軍慰安婦問題を含め、我が国の侵略行為や植民地支配などがアジア近隣諸国等の多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省の気持ちに立つて、不戦の決意の下、世界平和の創造に向かって力を尽くしていくことが必要。

このような見地から、アジア近隣諸国等との関係の歴史を直視し、また、これら諸国等との相互理解を一層増進することによって、ともに未来に向けた関係を構築していくことを目的とする。

こういう形で、十年間一千億円という内容になっております。

申し上げたように、外務省、文部省、総務省と各省庁にわたっているのですが、きょうは外務省の皆さんにお伺いをさせていただきます。

外務省の方の平和友好交流計画を見させていただきました。さまざまな人物交流が行われるというふうに内容ができております。特にオランダ、イギリス、それから太平洋諸島、オーストラリア、ニュージーランド、それらの国々の青年を日本に招いて、高校生はホームステイあるいは高校生活の体験などを通じて日本の青年との交流を行う、そういう内容になっております。

ただ、私の問題意識として、これまでのこういう若い人たちの交流というのを見ておりますと、何か問題意識の欠如したのようになって、ただ一日か二日か会っただけで、それで終わってしま

うのだという、余り実りのないと言ってしまうば言い過ぎかもしれませんけれども、そういった青少年交流というのが多くござります。それは日本の側の青年の方の問題意識の欠如というのが一つにはある。したがって、今文部省の皆さんにお願いをしたように、学習指導要領の改訂とか、あるいは学校教育の現場でのこの核問題あるいは平和の希求というような内容を変えていかないと、こういう国際交流というのの実りのあるものになつていかないのではないかというふうに思うわけですね。読みましたように、この平和友好交流計画は、不戦の決意を新たに、世界平和の創造に向かつて力を尽くすというのがこの計画の内容になつていくわけです。

お尋ねなんですけれども、単なる交流にとどまらせないために、今回の被爆者援護法のこの趣旨にあります、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たに、原爆の惨禍が繰り返されることのないように云々と書いてあるわけですから、そういった内容を一層普遍的に具現するために、今申し上げている、この外務省がやりになる平和友好交流計画の中での招聘される外国の青年の皆さんが原子爆弾の被爆地である広島、長崎を訪問されて、被爆の実像を学び、被爆者との交流をする、さつき申し上げたような、体験者の声を聞く、そういったことを通じて、戦争の愚かさですとか、核兵器廃絶の決意ですとか、あるいは被爆体験の歴史的な意味の問かけですとか、そういったものをともに考える場として提供するということが、この平和友好交流計画を真に実りのある交流計画にしていくのではないかと、そして、世界平和の創造に向かつて力を尽くしていくということになるのではないかとこのように思うわけです。

こういった点についてぜひ御配慮をいただきたいと思うのですが、とりわけこの広島、長崎を訪問して云々ということをやつていただけないものだろうかということで、外務省の方の御見解なりお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○田中説明員 お答えを申し上げます。

先生御指摘の平和友好交流計画というのは、まさに先生が御説明していただきましたとおりでございまして、その中で、まさにその過去の反省というものを未来につなげるということから、二つの柱がございまして、一つは歴史研究支援事業ということでございまして、もう一つの柱が、委員が御指摘になりました各種の交流。この交流の中にはいろいろな意味の知的な交流も含むということとでございまして、まさに先生が御指摘のとおり、こういう交流計画というものをございなるものにしていく、できるだけ実のあるものにしていくというのがまさに私どもの決意でございまして、現在政府の中で具体的にどういう計画を執行していくかということを検討いたしております。

実は、その交流の中には、各国、先生言われました欧州の諸国とか大洋州もそうでございまして、アジアの近隣諸国というのが中心でございまして、そういう交流の中で、まさにいろいろな人日本に來てもらうということも大きな柱になつておるわけです。

これまでもそうでございまして、広島とか長崎に行きたいという外国の方は大変多うございまして、私も、明年度から始めたいと考えておりますプログラムの中で、今先生が御指摘になつたような広島、長崎への訪問、それから実のあるデイスカッション、そういったものを実現していくということとを前提に置いて、できる限りそういう方向でプログラムをつくつてまいりたいというふうに考えております。

○山本(幸)委員 ぜひよろしくお願いをします。広島、長崎を直接、やはり百聞は一見にしかずで見ていただくということが大変に大きな前進であると思ひますので、よろしくお願いをいたします。

それで、もう一点、あわせて、この交流計画の中に、アジア・太平洋ジャーナリスト会議というものも計画をされておられますね。海外の関係国の報道関係者、マスコミの皆さんが來られて、日本で会議をなさるという内容になつております。

すけれども、ぜひこの会議も広島や長崎で開催をしていただけないものだろうか。

今、広島、長崎訪問を希望される外国の方たちが多いというお話でありましたけれども、マスコミの皆さんにメディアを通じて広島、長崎からぜひ発信をしていただくことが、これまた日本の核問題あるいは恒久平和に取り組んでる姿勢をあらわす上でも絶好の機会になるのではないかとこのように思ひますので、その辺、いかがでございましょうか。もう一度お願いをいたします。

○田中説明員 お答えを申し上げます。

アジア・太平洋ジャーナリスト会議、まさにこれから具体的に詰めていくということとでございまして、直ちにこの場で、広島、長崎で開催を考えますというお答えはできませんけれども、委員の御指摘も念頭に置いて考えてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○山本(幸)委員 ありがとうございます。ぜひよろしく御配慮をいただくようお願いをいたします。

きょうは、前文に盛り込まれたこの被爆者援護法の精神に基づいて質問をさせていただきます。法律を早く通さないといけないと思ひつつ、なかなか難しい問題があります。しかし、前回も申し上げました長年の被爆者団体の皆さんのお気持ち、あるいはこうして社会党の皆さんも含めて法律、法案をつくつてきました私たちの思いもこの問題があると思ひますが、改革案が通る方がいいわけですから、ぜひ、どちらの案でもいいと言たいと思ひます。

前文に書かれたこの高尚な精神を単に文字だけに終わらせるのではなく、今御質問申し上げたように、いろいろな手だてで、この前文に盛り込まれた精神を実現していく手だてがあらうと思ひます。厚生省さんだけではなく、恐らく文部省、外務省あるいはほかの省庁にもまたがついていくと思ひます。ぜひ厚生大臣には先頭を切つて頑

張つていただいて、この法律が本当に生きた法律になるように御尽力いただくようお願いを申し上げます。質問を終わります。

○鈴木俊(俊)委員長代理 岩佐恵美君。

○岩佐委員 委員会の最中に何か理事会が断続的に開かれたりして、私、ずっと座つておれなかつたので、質疑がちょっとダブるかもしれませんけれども、その点御容赦をいただきたいと思います。

まず、政府案の「国の責任において」という問題ですけれども、これは、先ほどの答弁から、基本懇の線に沿つたもの、広い意味での国家補償の見地というものであるというふうに聞いておるよう思ひますので、その点、もう一度伺ひをしたいと思います。

○井出国務大臣 御指摘の「国の責任において」という意味でございまして、これは、原爆放射能という、ほかの戦争被害とは異なる特殊の被害に關し、その特殊性に照らして、高齢化の進行など被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずる必要があることから、事業実施の主体としての国の役割を明確にしたものでございまして、その意味からは、国の戦争責任を意味するものではないと認識しております。

○岩佐委員 「国の責任において」という言い方ですけれども、未帰還者留守家族等援護法で「未帰還者が置かれてる特別の状態にかんがみ、国の責任において、その留守家族に対して手当を支給するとともに、」こう使われているわけですから、この法律と考えると、その点について伺ひたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 今回の政府案におきます前文の「国の責任において」の表現は、ただいま大臣の方からお答えを申し上げましたが、原爆放射能という、他の戦争被害とは異なる特殊の被害に關して、その特殊性に照らして、高齢化の進行など被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずる必要があるということから、事業実施主体としての

国の役割というものを明らかにしたものでござい
ます。

一方、今お触れになりました未帰還者留守家族
等援護法におきまして「国の責任において」とい
うことでございまして、当時のソ連、中国等の諸
国と我が国との間の国際関係から、これら諸国
にあった軍人軍属等の未帰還者に対しては、我が
国としては外交保護権を行使し得ない事情にあ
ったという特別の事情にかんがみて、これらの者
の帰還等については国の重大な責務であるとして
、これらの者が果たすべき扶養義務にかえて、そ
の留守家族に対する援護等を国において行う趣旨
をあらわしたものと理解をしております。

したがって、両方の用例の意味というのは完全
に同じということではございませんけれども、い
ずれも国の戦争責任を認める趣旨のものではない
という意味においては、両方に共通をしているの
ではないかというふうに理解をしております。

○岩佐委員 未帰還者留守家族等援護法も、軍人
軍属だけではなくて、一般国民も含まれているわ
けですね。この法律は、明らかに国の開戦という
行為、要するに戦闘行為に伴った危険責任につ
いての補償ではないかというふうに思ふんですけ
れども、その辺はどうなんですか。

○佐野(利)政府委員 ただいま保健医療局長の方
からも御答弁申し上げましたように、この当時の
国際情勢から見まして、特別の関係のあった国に
対しましては外交保護権を行使できなかったとい
うそういう国の責任を感じたものでありまして、
いわゆる戦争責任をここで果たしているというよ
うな法の趣旨ではございません。

なお、未帰還者留守家族等援護法の対象となる
一般邦人につきましては、これは昭和二十年の八
月九日以後に旧ソ連地域等に抑留された方々であ
りまして、その限りにおきましては、旧ソ連地域
等における軍人軍属の皆さん方と同様の事情にあ
る者として同法の援護対象とされたものでありま
す。

○岩佐委員 この法律ができるときに、政府の答

弁の中で、「国が特別の関心と同情を持ち、国が特
別の責任を感じて、この法律をつくったんだと
いうような答弁があるわけですね。結局、戦争責
任ということとをきちっと明確にしていけない。そ
ういう中で、いろいろなケースがあれこれ出
てきて、それで、このケースについてはこう
しようとか、このケースについてはああしよ
うとかというふうなことで、その場のいろいろな
対応といひますか、そういうことがされてきてい
るんじゃないかというふうに思ふんですね。

それで、もし、被爆者援護法についても国の責
任というのが、「国が特別の関心と同情を持ち、国
が特別の責任を感じて、」みたいなそういうレ
ベルのことであるならば、これはもう全く今まで議
論されてきたことは違う。やはり、国が明らか
に戦争を行ったということによって多くの一般の
人々に被害を与えた、先ほどの午前中の参考人質
疑の中にもありましたけれども、本当に一般の被
害者の方が率が高いという事態を導き出して
いるわけですから、そういう点で、国家補償の基本
に立つてこの問題を考えていく、そういう必要性が
あるということとを私は改めて感じるわけです。

その上で、原爆被害者対策基本問題懇談会、そ
の報告との関係について、改革の皆さんが出され
た対策、これがどういう関係にあるのか改めて
伺っておきたいと思ひます。

先ほどのやりとりでは、基本懇の立場と何ら変
わらないということとをちよつと聞いたような気が
するんですけども、そういうことで伺いたいので
、それから、この基本問題懇談会の報告につ
いて、改革の皆さん、先ほど、国家が戦争を遂行し
た、そこは直視しなければならぬ、基本懇と思
いが違うというものではない、率直に受けとめて
いるというふうな感じのちよつと答弁があつたよ
うな気がするんですけども、そのところをも
う少しわかりやすく伺ひたい。つまり、報
告についてどう考えておられるのかということ
を伺ひたいと思ひます。

○冬柴議員 基本懇に対する評価、これは、この

基本懇を現時点で素直に読んでみますと、政治論
と法律論というものを峻別をしまして、まず法律
論ではこういうふうになる、例えばこういうこと
を言っています。戦争を遂行したという国の行為
によって原爆被災という重大な結果が生じてい
る。この場合に、この法律関係をとらえて、直ちに
これを憲法十七条に言う国家賠償とかそういうこ
とでとらえるのではなく、戦争遂行行為というも
のを、違法行為であるとか、あるいは故意あるい
は過失がある、いわゆる不法行為責任の要件です
けれども、そういうことは捨象しても、国がその
起こった結果というものについて相応の補償、相
当の補償、こういうものをとする、しなければなら
ない、こういう観点に立つて、これを広い意味に
おける国家補償の見地に立つという施策だと、こ
ういうふうに説明をされているわけでありま
す。

したがって、その後には受忍限度論とかい
ろいろな展開があります。弔慰金あるいは遺族年
金についてはこれを否定するような記述もありま
す。それは当時、五十三、基本懇が出てきた当時
の被爆者の方々がこの基本懇の結果を非常に期待
を持って注視していたという状況下においてこれ
をすく眺めたときに、この書かれていますことを冷
静に読み取って評価はできなかったんじゃない
か、そう言われてもそれは不思議ではなかったん
じゃないかというふうに思ふわけです。

しかし、今の時点でこれをよく読んでみますと、
法律論としてはそうだけれども、政治論としてこ
れをどう扱うかということについてはまた別だとい
うこともあわせて述べていられるわけであつ
て、現時点で私どもは、そういう意味で国の被爆
者に対する対策が、従来社会保障制度の中へ閉じ
込めようとしていることは適切でないというこ
とをはつきり述べているくんだりとか、あるいは法
律的にはそうだけれども、立法政策的にはまた違
う観点が開けてくるんだというところも読み
取りますれば、私はこれは評価できる報告書で
ある、そしてまた、最高裁の判決、これを否定する

ことなくそのまま引用しているところも私は評価
ができると思ふわけでありま。

したがって、改革の案は、主にこの二つの
文獻というものを基礎にして立案をすべきだとい
うことで意見の一致を見て、ここに国家補償的配
慮に基づく対策ということの基本に置いて起案を
した、こういう経過があります。

○岩佐委員 基本懇の中身について少し政府の見
解を伺ひたいと思ひますけれども、基本懇は、
アメリカの原爆投下が「無警告の無差別の奇襲
攻撃」であり、「人間の想像を絶した地獄を現出
した」と述べ、その犯罪性、残虐性を認めている
わけですが、ところが、この原爆投下が「戦争終結
への直接的契機ともなった。」逆に美化をしてい
る。この点についてどう政府はお考えでしょうか。

○井田國務大臣 基本懇の報告書の中に、今先生
がお読みになられた、最後のところだけ申し上げ
ますが、「その無警告の無差別の奇襲攻撃により、
前代未聞の熱線、爆風及び放射線が瞬時にして、
広範な地域にわたり多数の尊い人間の生命を奪
い、健康上の障害をもたらした、人間の想像を絶
した地獄を現出した。そして、これがひいては戦争
終結への直接的契機ともなった。」こう述べてい
ることは事実でございまして、御指摘のこの箇所
は、原爆投下の歴史的な位置づけを客観的に述べ
たものであつて、原爆投下の事実について積極
的な評価を与える趣旨のものではないと私は認識
しております。

原爆の投下が国際法上違法かどうかという議論
もあるところではございますが、厚生省としては判
断を申し上げる立場にはございせんが、その絶
大な破壊力あるいは殺傷力のゆえに人道主義の精
神に反するものであることは事実である、こう考
えております。

○岩佐委員 しかし、実際には「戦争終結への直
接的契機ともなった。」ということとは、これがあ
ったから戦争終結に向かったんだと素直に読めるわ
けですね。

広島市の平岡市長が国連NGO軍縮特別総会に出

席をしたときに、アメリカ代表の「原爆投下は、戦争を早く終結し、米兵や日本人の犠牲を最小限にするためやむを得なかった」との発言に対して、次のように反論しておられます。

一九四五年の初めには戦争の決着がついていた。一九四四年の夏には、米ソ中三カ国が「戦後の新秩序」として国際連合の青写真を検討している。日本では、一九四四年九月十五日に「第十一回最高戦争指導部会議」が開かれ、中英米独ソとの平和工作が論議されている。一方、アメリカは、一九四五年七月十六日に初の核実験をやり、その二十日後に広島に、八月九日に長崎に原爆を落として、一体なぜ急いだのだろうか。私は、戦後の世界への発言権の確保だっただけで、被爆者の中には、人体実験の対象にされたという疑念を抱いている人が多い。最近米国で放射能の人体実験が明らかになった。とするなら、「実験の標的にされた」という疑念は否定できないと思う、こう言われているわけです。

そうすると、この基本懇の中の表現というのは、アメリカの言い分がそのまま入れられているんじゃないかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○井出国務大臣 先ほど申し上げたことに尽きるわけですが、原爆投下の歴史的な位置づけを客観的に述べたものでございまして、それによって積極的な評価を与える趣旨のものではないと私は解釈をしております。

○岩佐委員 人体実験だったかどうかという点について最近明らかになったことですけれども、当時海軍将校だった若木重敏さんの研究によりまして、原爆投下機のエノラ・ゲイが警報解除させ、反転、急襲したということなんです。

アメリカの大型爆撃機三機が広島方面に向かってきたため、午前七時三十分警報が発令されたが、通り過ぎたため七時三十一分に解除された。ところが、播磨灘沖で反転して、八時十五分広島を急襲した。反転から広島までの距離が近過ぎたので、警報も出せなかった。若木さんは、警報解除

後、人々がはっとして防空ごうの外に出て、しかも鈍感になっているのをねらい爆撃し、極めて能率的に人々をあの閃光で焼き殺し、あの爆風でけがをさせ、人間の大量虐殺に成功したのです、こう言っておられるわけでありませう。

この研究というのは、本当に多くの人たちにショックを与えているわけですね。人体実験ではなかったと言いつつ、そういう被爆者の疑問を裏づけるようなものであったということもあるわけですね。ですから私は、今大臣が答弁されましたけれども、そういう認識というのは甘いのではないかとこのように思うのですけれども、再度その点、伺っておきたいと思ひます。

○井出国務大臣 再三繰り返すになりますが、歴史的な位置づけを客観的に述べたものだと思ひます。

○岩佐委員 ことし五月にマスコミで報道されたことですが、厚生省が、将来の核戦争を想定して、原子爆弾傷害調査を行う計画をGHQに提出していたという事柄が、このことについて、どう厚生省は認識をしておられるのでしょうか。

○谷修政府委員 今おっしゃったような意味で、厚生省が核戦争を想定して云々という事柄は、全く私も承知をしております。今おっしゃったのは、ことしの五月の新聞に出た、原爆傷害調査を行うに当たって、厚生省側が提出したという事柄が、このことについて、これについては、具体的にはその当時の資料が残っておりませんので、具体的なことは承知しておりません。

○岩佐委員 この資料を発見された笹本さんという方が、GHQに厚生省の側から調査をしようという事で持ちかけたという事柄という資料を発見しているのです。一九四八年といえ、多くの被爆者が厚爆症にかかわる医療と暮らして大変な苦しみを感じられていた時期だ。こうしたとき、国はこの機会を失うべきではないと、年間千五百万円もの予算を使って、被爆者を救うための施策は何もせずに、苦しむ被爆者の傷病を長期に

わたって徹底的に調べようというのですから、残酷そのものです。当時の金で一千五百万円あれば、原爆病院をつくって、被爆者の治療もできたはず。被爆者をモルモット扱いしたのは、アメリカ側だけでなく、日本の厚生省が一体だったことがわかり、政府の責任が厳しく問われます、そう言っているわけでありませう。

先ほどから言っているように、アメリカが核を日本に落とす、そのことについての責任の認識、それから、これは日本が戦争を起こした結果引き起こされたものである、そういう面では日本の責任もあるわけですね。そういう双方が被爆者に対して、本当に被爆者の苦しみを救うというか、苦しみを解決する、そういう立場に立つのではなくて、被爆者の傷病を徹底的に調べて、それで今後のいろいろな核戦争を想定したものに役立てていく、こういうようなことがやられていたのじゃないか、ということ、非常に批判があるわけですね。

厚生省は、この事実について、何かわからないという事でしただけで、そういうことであるならば、ちゃんと事実を調べて、どう考えるのかという事柄についてきちんとしていく必要があるのじゃないかというふうに思ひますけれども、その点どうですか。

○谷修政府委員 ことしの五月にそういう新聞報道があったという事は承知しておりますが、それについて関係者の間でいろいろ聞いてみましたが、いまだに、いすれにしても昭和二十三年の時点での話だということ、具体的な事実なりあるいはこの新聞で言っておりますような資料については、私も把握はしていません。

○岩佐委員 国の責任というの、本当に戦後そういう苦しんでいる被爆者が放置をされてきた、そういうところに痛みを感じていかなければいけないという事柄があると思うのですけれども、その点、こういう事実関係などもきちんとしていかなければいけないというふうに思ひます。

さらに、基本懇の問題ですけれども、基本懇では、原爆被害が特別の犠牲であるからといって、

他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずることがあってはならないというふうにした上に、「旧軍人軍属等に対する援護策は国と特殊の法律関係にあった者に対する国の施策として実施されているもので原爆被害者を直ちにこれと同一視するわけにはいかない。」と言っているわけですね。

同じ敗戦国であるドイツでは、戦争犠牲者援護法が制定され、軍人軍属、準軍属に限定しないで、広く戦争によって被害を受けた者を援護している。例えば、結核入院中の患者が空襲警報で狭心症発作を起こして死亡した、この遺族に補償する。あるいは少年が戦争中弾薬を操作してけがをした、戦争特有な危険の事後的効果によるものとして補償している。

原爆被害者を国家補償とする他の戦争犠牲者の問題に波及するからというの逆であって、日本政府は軍人軍属、準軍属を除いて戦争犠牲者に対する援護を総合的に行ってこなかった、そういうところに問題があるのではないかとこのように思うのです。これは午前中も伊東参事からもこの点話がありましたけれども、すべての戦争被害者に対して補償するという事をしなくてはならない問題があるというふうに思っているわけですが、憲法の原則からいってもその点はそうされるべきだと思ひますけれども、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○井出国務大臣 一般戦災者に対する補償の問題は、厚生省の所管ではございませんが、私個人としての所見を申し上げます。さきの戦争において、すべての国民がその生命、身体、財産等について多かれ少なかれ何らかの犠牲を余儀なくされてきたという事実については、大変重いものとして認識しているところでありますが、こうした犠牲については、基本的には国民一人一人の立場で受けとめていただくほかはないものと考えております。

○岩佐委員 ある新聞社の社説で、被爆者を含め市民の死没者は六十万人前後といわれている。こ

これは戦場となった沖縄県民十万人弱を含む。十分ではないが、沖縄県民には別途の方策が実施されている。仮に一般戦災者遺族へ被爆者と同程度の補償をしても、それほど大きな財源は要らない。もはや軍で働いて戦死、戦病死したか、市民として空爆などで死んだかで、差をつけるべきではないと述べているわけですが、戦争犠牲者に対する援護を総合的に行つてこなかったからこそ、従軍慰安婦の問題を初め、次々と要求が噴出してきているのではないだろうか。戦争を遂行した、あるいは戦争に従事したそういう人たちにだけ補償するというのではなく、本当に戦争被害者に対して本来なら国がまねく補償する、そういう考え方がなければいけない。あるいは、外国に出ていって、それで外国に大きな被害を与えた、そういう人々になつて補償しなければいけない。従軍慰安婦もそうですね。そういう点では当たり前のことなんじゃないか。

そのことをきつちり考えられなければ、それは二度と再び核戦争を起してはならないとか、二度と再びこういう悲惨な犠牲者を生じさせる、そういう戦争はだめなんだというふうにならないのじゃないですか。結局、戦争を美化するあるいは核戦争を美化するというようなことが根底にあるからこそ、こういう問題を本当に真つ正面から解決をしていかないということになるのじゃないでしょうか。そういう点で、私は、ここで議論をしてもなかなか政府がそこを動かさなくに乗り越えてこないわけですから、大変そこで大きな問題があるということを強く指摘しておきたいというふうに思います。

次に、アメリカ、ブラジル等に移住した日本人の被爆者が大勢います。外国に居住している被爆者及び外国人被爆者は、日本での居住要件があるため、外国に在る間は援護が受けられないことになつていくわけですが、今後検討すべきだというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○谷(修)政府委員 これは現行二法でも同じでござ

いますけれども、現在御審議をいただいております新法の適用におきましても、同法に基づきます給付が、いわゆる社会保険と違ひまして拠出を要件とせず、公的な財源により行われるということと、また他の制度との均衡というふうなことから、日本国内に居住する者を対象とするという立場をとつていくわけがございまして、我が国の主権の及ばない外国において、日本の国内法である新法を適用することはできないというふうに考えております。

なお、御承知のように、アメリカあるいは南米等におられます被爆者の方については、専門家の派遣等による健康診断等は定期的に行つていくわけがございまして、これは今後とも続けていくつもりでございまして。

○岩佐委員 どこに住むかというのは、その人に権利が保障されているわけですから、私はこの問題は本当に真実に解決していくべきだということふうに思います。

それから同時に、外国人の被爆者の問題があります。午前中もその問題が出ておりましたけれども、本当に悲惨なそういう体験をされておられる皆さんにも、これはきちんとした対応がとられるべきだということに思いますけれども、その点もあわせて伺つておきたいと思ひます。ちよつと午前中いろいろ質疑が出たものですから。

○谷(修)政府委員 現在の考え方は先ほど申し上げたとおりでございまして、国内に居住されますれば、いわゆる国籍要件というのはいりませんから、国内に居住される外国人の方で被爆者の方は、日本人で被爆者の方と同様の取り扱いを行つていくところでございまして。

○岩佐委員 基本懇報告ですけれども、被爆者対策の対象となる人々が年々その数が増加する傾向が見られるが、晩年障害の発生を考慮しても、対策の真の対象者そのものは、漸減していくのが筋であるとして、増加するのが悪いというふうなそういう記述、そういうふうに見えるような記述があるわけですが。

基本懇報告が発表された昭和五十五年をピークに、被爆者は漸減をしております。厚生省が被爆者認定を抑制してきたんじゃないかというふうな思ふのでも、その点はいかがでしようか。

○谷(修)政府委員 今御指摘になつた表現というのは、要するに新たな対象者が発生するということがないという被爆者対策というものの特徴を述べたものだというふうに理解をしております。手帳の交付に何か制限を加えるとか、そういうような趣旨ではないというふうに思つております。

現に、新たな手帳交付を控えているということにはございまして、手帳の申請に対する交付率というものはおおむね八割台で推移をしております。また、被爆者の数そのものは、確かに昭和四十年代の後半、五十年代の初めごろからだんだん全体としては漸減をしておりますけれども、これは被爆者の方々の高齢化が進展をしたということだろうと思つております。

○岩佐委員 被爆者健康手帳を受けている総数が、これが五十五年、つまり基本懇報告が出たその翌年からずっと減り始めているわけですね。どうもこれがこれだけによるのかというのが、そう思えない節があるわけですね。そういうことがあつてはならないというふうに思ひます。

それで、被爆者の特質を最も示すものは、被爆後の長い潜伏期を経て新たな原爆後障害が表面化してくることだと言われています。ことしになつて、長崎大の調査によると、八〇年代以降被爆者に腫瘍、これは良性的な脳腫瘍の一種で、放置すれば手足などが麻痺する、これが急増している。放射線と腫瘍との関係が証明されているわけですね。

このような原爆被害の特徴をどのように考えておられるか、また、政府として研究、対策をとつておられるかどうか、この点について伺いたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 原爆によりまして後障害ということにつきましては、放射線影響研究所を中心にして、広島大学あるいは長崎の病院等の研究者に

委託研究をお願いをしております。

今具体的にお触れになりましたこの腫瘍のことでは、放射線被爆と腫瘍との関係につきましては、放射線影響研究所の研究の中でも弱い関係があるということとでまとめられておりまして、やや細かい話になつて恐縮ですが、原爆放射線の健康影響に関する研究の成果の取りまとめという中で、非常に強い関係にあるものと、それから弱い関係にあるもの、それから全然関係がないものという、その弱い関係にあるというものの間に既に分類をされております。

そういう意味で、こういったようなことにつきましては、引き続き放射線影響研究所を中心にして研究をしていくつもりでございまして。

○岩佐委員 原爆後障害研究は、放射線や放医研あるいは広大の原医研等で進められていくようにすれば、放射線被爆者医療という本で、「原爆放射線の人体への影響調査は三十年間にかなり進歩がみられている。長期間にわたる調査研究により、原爆被爆に伴う後障害のかんがりの部分が解明されてきたが、不明の部分も多く残されている。放射線障害の病態解明は治療とも関連し、重要な課題である。また、若年時被爆者が癌の好発年齢を迎えようとしており、各種癌発生頻度において、これまで以上の頻度を示している可能性もあり今後とも被爆者の健康監視をより一層充実させる必要がある」と述べているわけですね。

これまで以上の頻度で発生する可能性についてどう考えられるか、そして健康監視の充実、これをどうしていくか、その点について伺いたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 原爆によりまして後障害につきましては、放射線影響研究所におきまして疫学研究が長年にわたつて行われております。また、先ほどもちよつと触れましたけれども、広島、長崎の原爆病院、また地元の大学等の研究者にも委託研究をお願いして研究を推進しているところでござい

また、健康診断ですとか一般医療の給付、あるいは保健手当の支給等の施策によりまして後障害の発生予防ということに努めているわけでございしますが、後障害が発生した者に対しまして認定医療の給付、医療特別手当の支給等の措置もあわせて講じているところでございます。

（鈴木俊）委員長代理退席、委員長着席

○岩佐委員 被爆者治療に当たって来た医師がこう言われているのです。被爆者の一部に残る染色体異常がどれほどの期間を置いて発病と結びつくのか判明していない。また、普通のがん患者は五年ないし十年の生存が病気を克服した絶対的保証に当たる。それと同じレベルでももう大丈夫ですとよと言えないのが被爆による肉体的破壊ですと言っておられます。「漸減していくのが筋である」とする基本懇報告、これは被爆者の置かれている深刻な実態を全く理解していないかと思えないのです。手当等の支給を制限するようなことがあつてはならないと思ひます。むしろ、医療特別手当等の支給をするための認定疾病の範囲を被爆の実態に即して拡大すべきだと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○谷（修）政府委員 医療特別手当につきましては、被爆者の方のうち、放射能に起因した負傷あるいは疾病にかかった方に特別に措置される手当ということでございます。やはりその認定に当たっては、学識経験者によりまして医療審議会の意見を聞いて、適正に行っていく必要があるというふうを考えております。

それで、放射能に起因しない負傷あるいは疾病まで認定要件を緩和するということは現在考えておりませんが、いわゆる保健手当ですとかその他の手当によって対応をしているところでございます。

○岩佐委員 昨年五月の長崎地裁での松谷訴訟の判決において、原爆被害を放射線障害だけに矮小化することなく、原爆の爆風、熱線が同時的、共時的に傷害作用を及ぼしたと、さらに被爆時の被爆の状況、その後の病歴などを総合的に判断すべき

きだとしています。さらに、被爆者が示す病気あるいは病的状態は、それが明らかに原爆と無関係に証明されない限りすべて原爆に直接的、副次的に關係した可能性があると考え、対処しなければならぬというわけですね。現傷病が原子爆弾の放射線による傷害作用に起因することが否定できないという場合は認定すべきだ、これは、原爆被害の科学的、医学的解明が完全に行われていない現状では、極めて私は常識的だというふうに思ひます。

なぜ国がこのような常識を受け入れることができないのかという点について疑問を感じるのです。が、どうでしょうか。

○谷（修）政府委員 松谷さんのケースにつきましては、被爆時の傷病によって大変御苦労されているという点については私も十分認識はしております。つまりございしますが、ただ、長崎地裁におきまして判決につきましては、現在の科学レベルと申しますか、放射線防護医学で世界的に認められている知見というものに反した見解に立脚をしているのではないかと、それが一つ、それから、放射線が原告の疾病に対する治療能力に影響を与えているという結論、この二点につきまして私どもとしては控訴をせざるを得ないということで、現在、上級審の判断を仰ぐということで控訴している段階でございます。

○岩佐委員 松谷訴訟の判決は、厚生省が個々の傷病と放射線との關係の有無を判定するために、放射線量の推定方式を採用して放射線によるものかどうか判断している、そういうことに対して、定式化された特定の科学理論の概念的基準を用いることのみによって一律かつ線形的に規定し尽くすことが容認されるかのような態度はかえって科学的合理性の見地から適切でないという批判をしているわけですね。

被爆者一人一人の被曝線量の推計、これはDS86と呼ばれる新線量システムが八六年に完成した、こういう推計がかなり正確にできるようになったからといって、これを認定のための基準と

して絶対化すべきではない、こういうことだと思ひます。私は、個々のケースによって違いがあるのは当然だといふふうに思っているわけですね。

基本懇の報告は、「被爆地域の指定は、科学的、合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」として、政府は被爆地域の拡大を拒否してきました。黒い雨の地域が従来言われていたものの四倍に広がっていることが元気象研究室長の増田さんの調査で明らかになっているわけですね。でも、なぜそういう範囲が拡大されないのか、今までのそういうものに固執をされるのか、その点について伺いたいと思ひます。

○谷（修）政府委員 今お触れになりましたように、被爆地域の指定ということについては、科学的、合理的な根拠がある場合に行うべきであるというのが私どもの従来からの考え方でございます。

黒い雨の降った地域につきましては、一つは広島県及び広島市が設置をいたしました黒い雨に関する専門家会議というのが平成三年に報告をまとめておりまして、こうした地域で放射能によると思われる人体影響の存在は認められないという旨の報告が発表されております。そういうようなことで、私どもとしては、基本的には科学的あるいは合理的な根拠があるということ前提にして被爆地域の指定ということはやつてまいりたいというふうに考えております。

○岩佐委員 黒い雨に関する専門家会議の報告については、図が間違っている等の問題点があったので、増田氏など関係者が公開質問状を出しているけれども、まともな回答がないままになってしまつていて、そういうようなことであります。

念のため伺いたいんですが、被爆地域の指定拡大はされてきてはいたわけですねけれども、五十五年の基本懇以降拡大されたんでしょうか。

○谷（修）政府委員 五十一年が最後で、それ以後はいたしていません。

○岩佐委員 結局、先ほどから申し上げているように、五十五年の基本懇が一つの極端といひますか、被爆者の手帳の交付がそこから減つている、

あるいは地域が拡大されていないというようなそういう状況をつくり出しているわけですね。ですから、基本懇報告がそういう域を出ないというのは私たちは非常に問題だといふふうに思つています。

時間がなくなつてしまつたので、きょうカットした部分はまたいずれさせていただきます。と思つていますが、基本懇報告は、原爆被害は特殊性を持っているが、国民がひとしく受忍しなければならぬ国を挙げた戦争による犠牲だ、国の責任を追及し、その法律的救済を求める道は開かれていないということで、国が国民に強制した侵略戦争によって生じた被害に対する政府の補償責任も、また日本政府の賠償請求権も放棄をしてしまつた、そういう責任も免罪をしてしまつていくわけですね。

原爆被害の特徴というのは、この間の質問のときにも言いましたが、民衆に逃避の余裕、逃げる余裕を与えず、一定地域の全住民を殺傷し、人間のみならずあらゆる生物及び環境を破壊し尽くしました。先ほど、社会を破壊し人間を崩壊したといふことを参考人が言われましたけれども、本当に悲惨なそういう実態をつくり出したわけですね。こういう原爆の被害、これを被爆者に受忍すべきだなどということは到底言えない。そういう点でも基本懇報告というのは本当に問題だといふふうに思つております。

私たちはこの基本懇報告ではなくて、本当に国家補償に基づく援護法を今つくるべきだ、国が過去の戦争に対して本当に犠牲者に対してごめんなさいと言つて、被害者の皆さんに本当にごめんなさいと心から用意を表して、そしてこの法律をつくつていくべきだといふふうに思ひます。この点について指摘をして、時間がありませんので、きょうは終わりたいと思ひます。

○岩垂委員長 この際、諸顧取り下げの件についてお諮りいたします。

本委員会に付託になっておりますカイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取り締まりの徹底に関する請願第一七二五号につきまして、昨二十八日、紹介議員五島正規君から取り下げ願が提出されております。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会